
【目標 6】

次代を担う子供たちを健やかに育む 基盤の整備

- 1 家庭生活と仕事との両立の実現
- 2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 3 子供の安全を確保するための取組の推進
- 4 良質な住宅と居住環境の確保
- 5 安心して外出できる環境の整備
- 6 子供・子育てを応援する機運の醸成

働きながら子育てをしていくためには、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組が不可欠です。そのため、性別にかかわらず、育児しやすい職場環境づくりや、仕事と子育てを両立できる雇用環境の整備を行うとともに、働き方の見直しに向けた普及啓発等が必要です。

また、子育て世帯が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故、家庭内等での不慮の事故等を防ぐための取組も必要です。

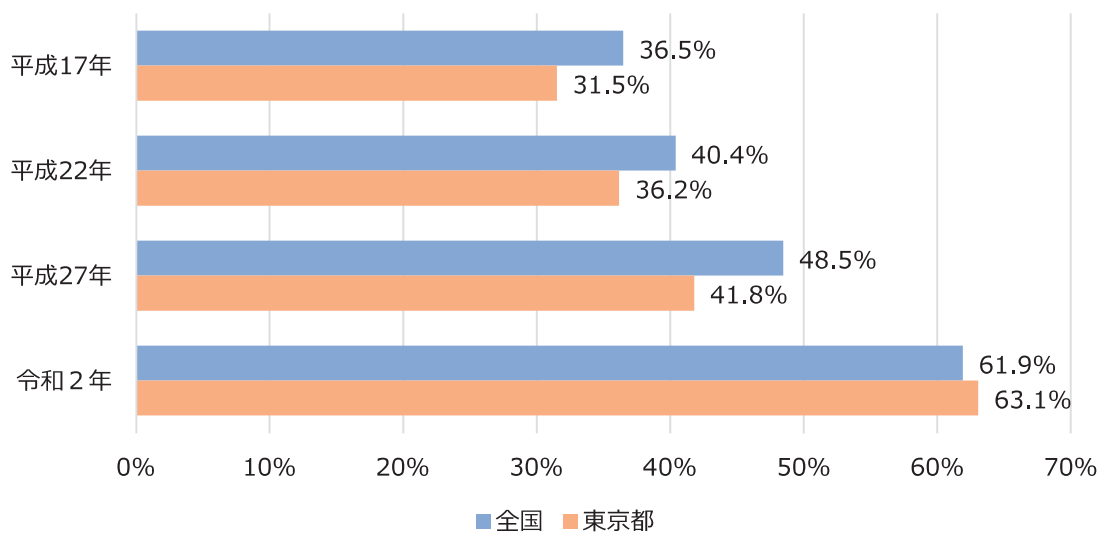
さらに、身近な地域のまちづくりや政策を子供の目線に立って進めるとともに、様々な主体と連携することで、社会全体で子供・子育てを応援していく機運を醸成する取組が必要です。

【1 家庭生活と仕事との両立の実現】

< 家庭を取り巻く状況 >

- 最年少の子供が就学前（6歳未満）の家庭における共働き率は、年々増加傾向にあり、令和2年では、全国で61.9%、東京都では、63.1%となっています。これまで、東京都の共働き率は、全国値より低い状況が続いてきましたが、令和2年は全国値より高くなっています。

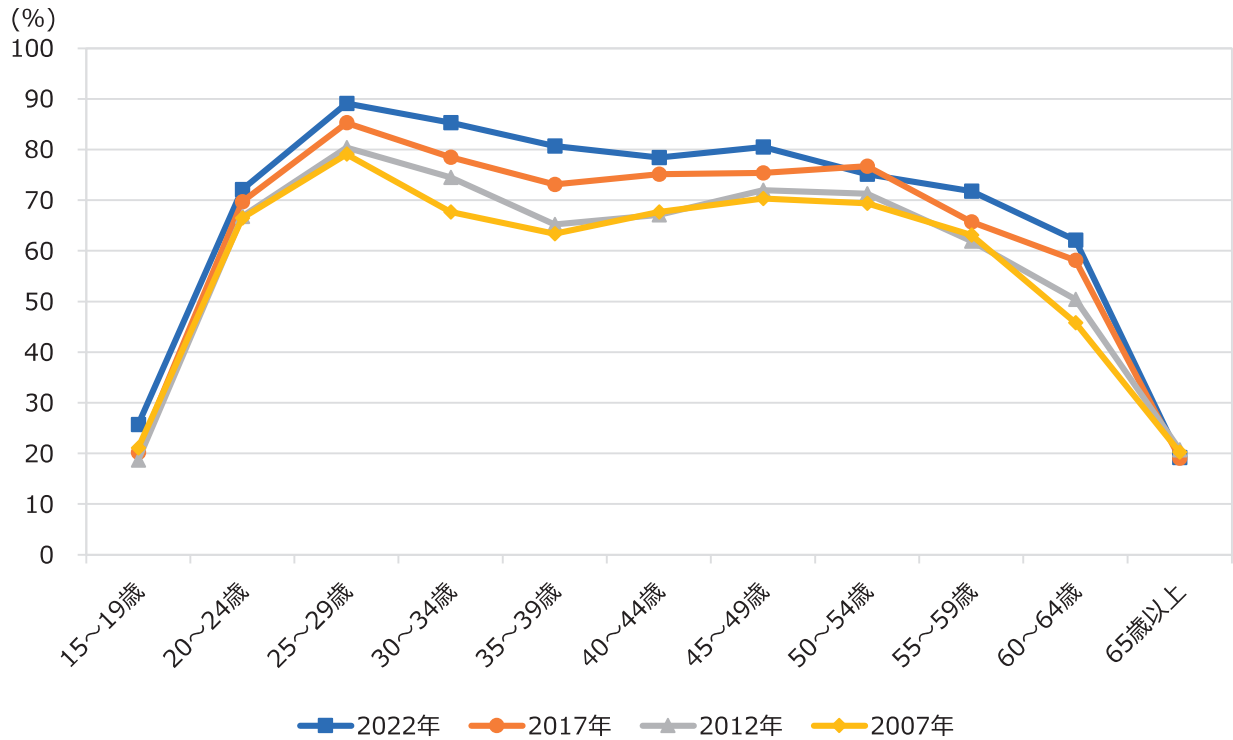
図表 95 最年少の子供が就学前の家庭における共働き率（全国・東京都）



資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

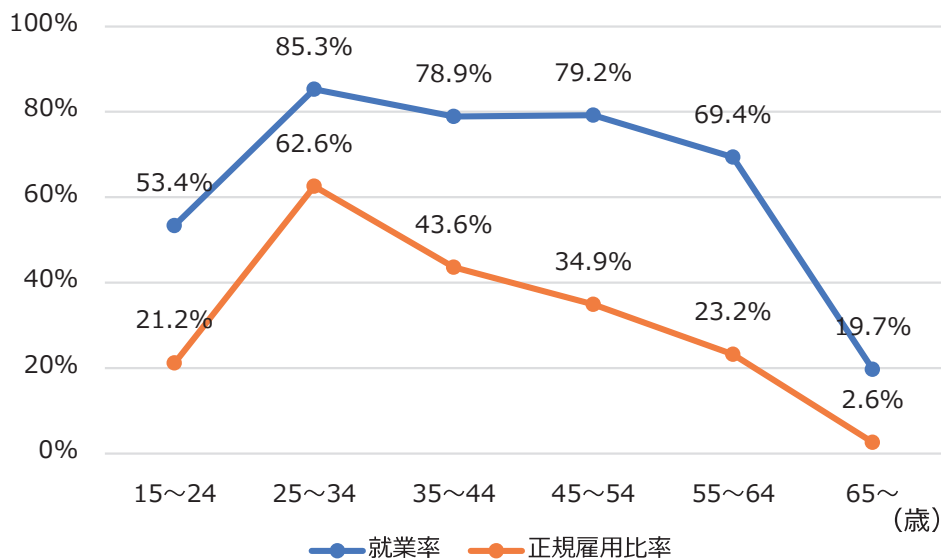
- 近年、女性の有業率は増加傾向にあります。また、結婚・出産期に当たる年代で有業率は一旦低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇する M 字カーブは緩やかになっています。
- 一方で、女性の正規雇用比率は 20 代後半をピークに右肩下がりの「L 字カーブ」の傾向があり、出産などで退職すると、再就職の際には非正規雇用となる割合が高いと推測されます。

図表 96 年齢別 女性有業率の推移



資料：東京都総務局「都民の就業構造」

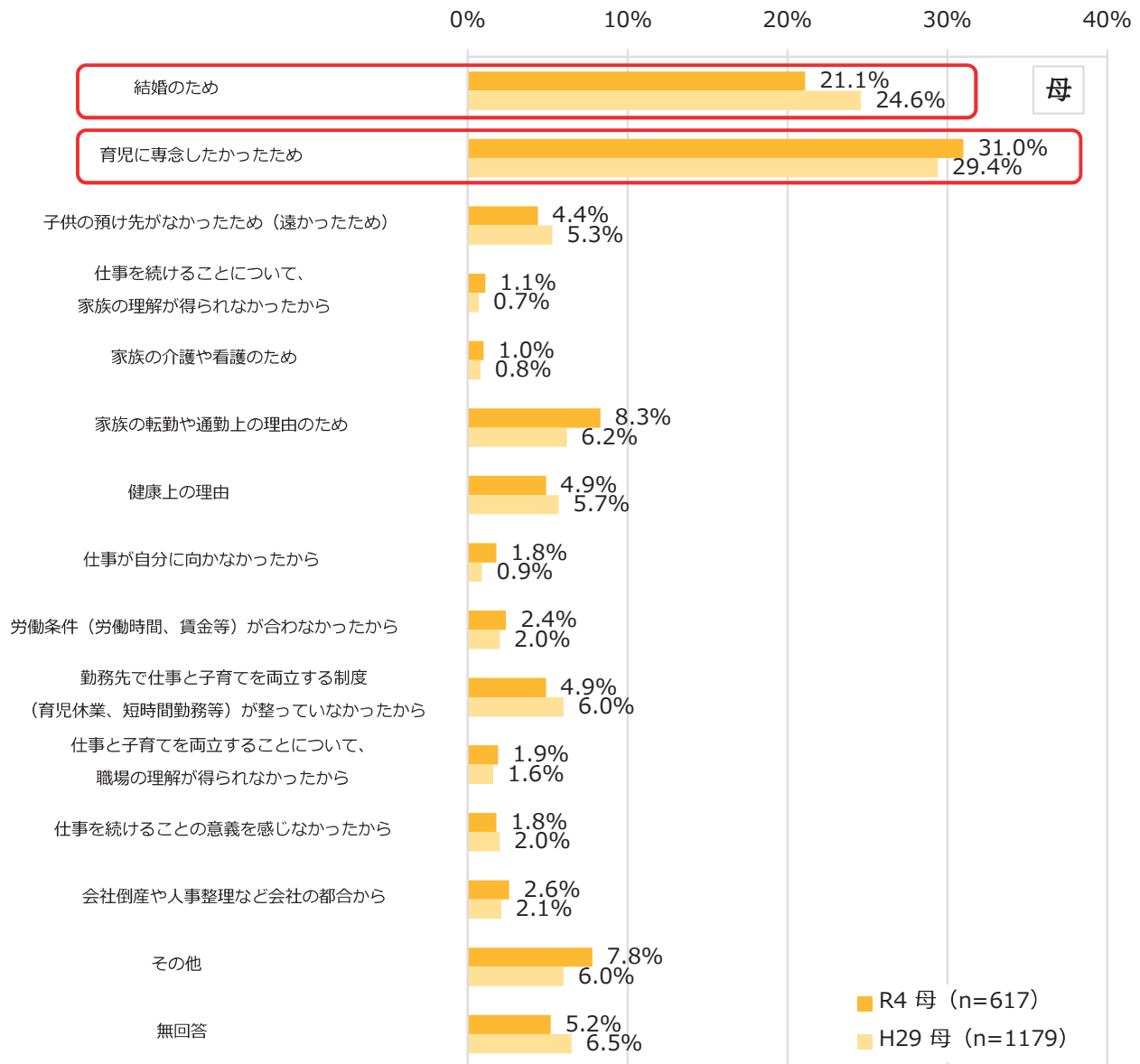
図表 97 女性の正規雇用比率



資料：東京都「東京の労働力（労働力調査結果）令和5年平均」を基に作成

- 「以前は働いていた」と回答した母親に、仕事を辞めた理由を聞いたところ、「育児に専念したかったため」の割合が 31.0%と最も高く、次いで「結婚のため」が 21.1%となっていますが、ともに前回より減少しています。

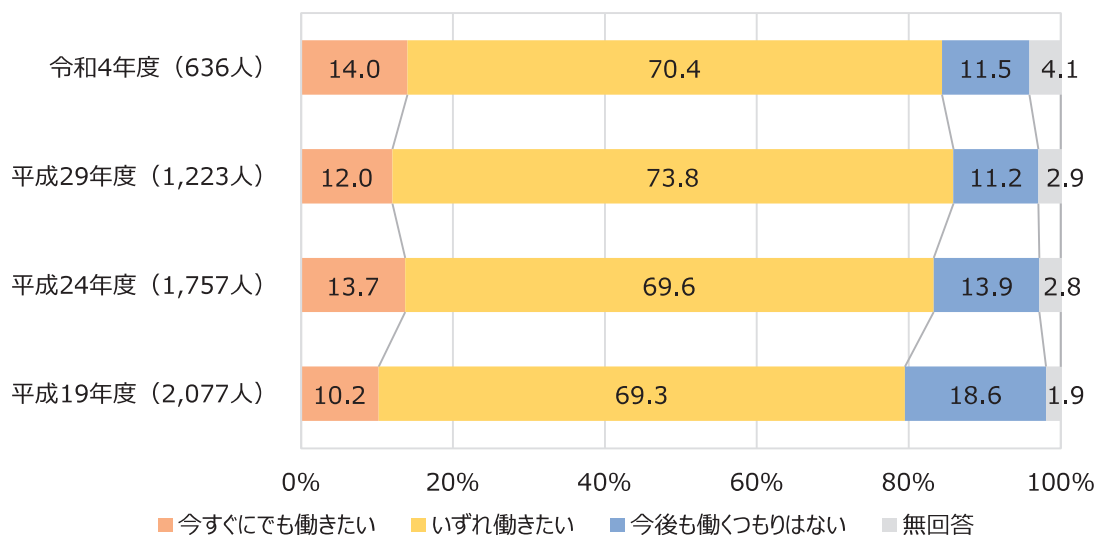
図表 98 仕事を辞めた理由（東京都）（母親）



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

- 就学前の児童がいる世帯における、現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、「いずれ働きたい」の割合が増加するとともに「今後も働くつもりはない」の割合が減少しており、就労希望が増加していることがうかがえます。

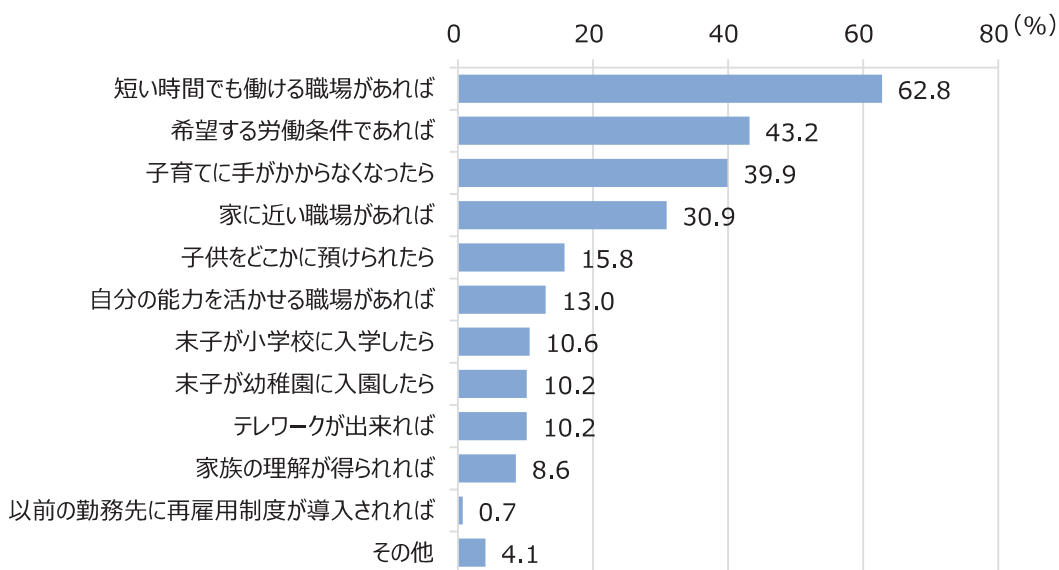
図表 99 今後の就労希望（現在働いていない母親）（東京都）



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（平成29年度、令和4年度）

- 今後の就労希望について、「今すぐにでも働きたい」又は「いずれ働きたい」と回答した母親（537人）に、どのような条件が満たされれば働くことができると思うか尋ねたところ、「短い時間でも働ける職場があれば」が62.8%と最も高く、次いで「希望する労働条件であれば」が43.2%、「子育てに手がかからなくなったら」が39.9%となっています。

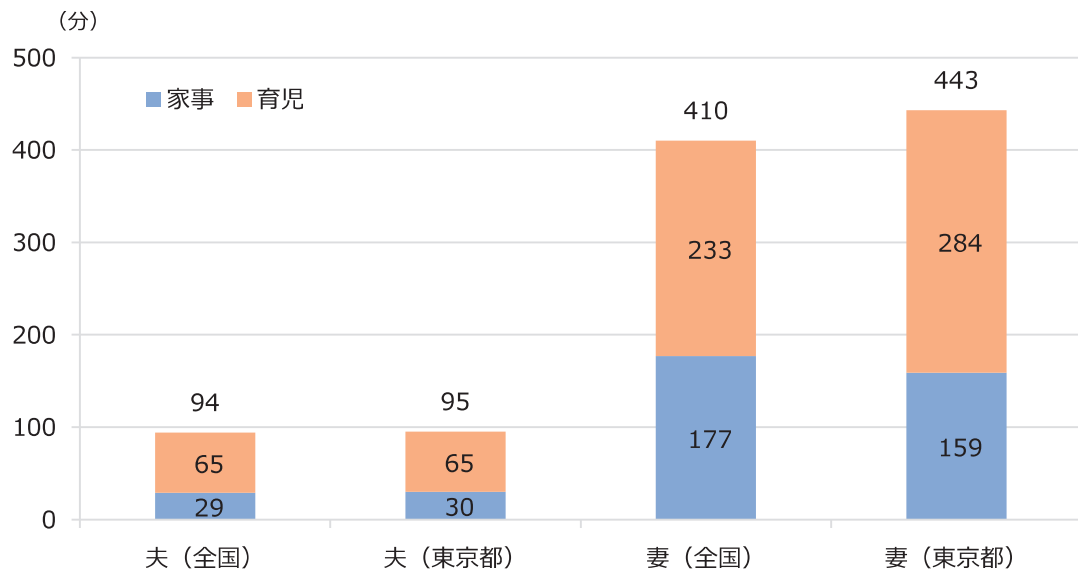
図表 100 就労するための条件（3つ以内の複数回答）（東京都）



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

- 6歳未満の子供のいる家庭における1日の家事・育児時間（週全体平均）について夫婦で比較すると、妻の家事・育児時間の平均は、全国で410分、東京都で443分に上ります。それに対し、夫の家事・育児時間の平均は、全国で94分、東京都で95分です。

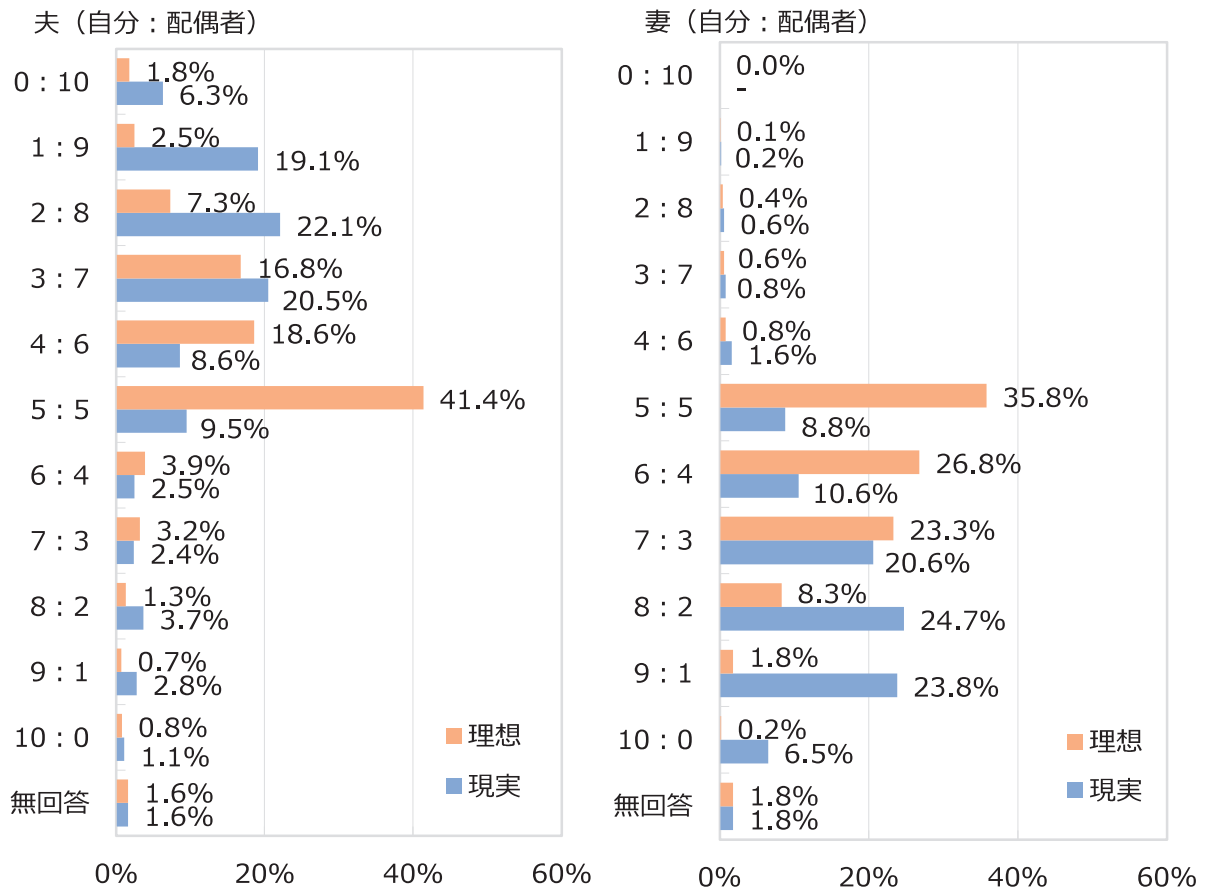
図表 101 1日の夫婦の家事・育児時間（6歳未満の子供のいる家庭）（週全体平均）



資料：総務省統計局「令和3年社会生活基本調査」

- 東京都内における夫婦の家事・育児分担の割合については、妻：夫が5：5（夫の回答）、6：4（妻の回答）を理想とする割合が高いのに対して、現実には妻：夫が8：2、9：1の割合が高くなっています。

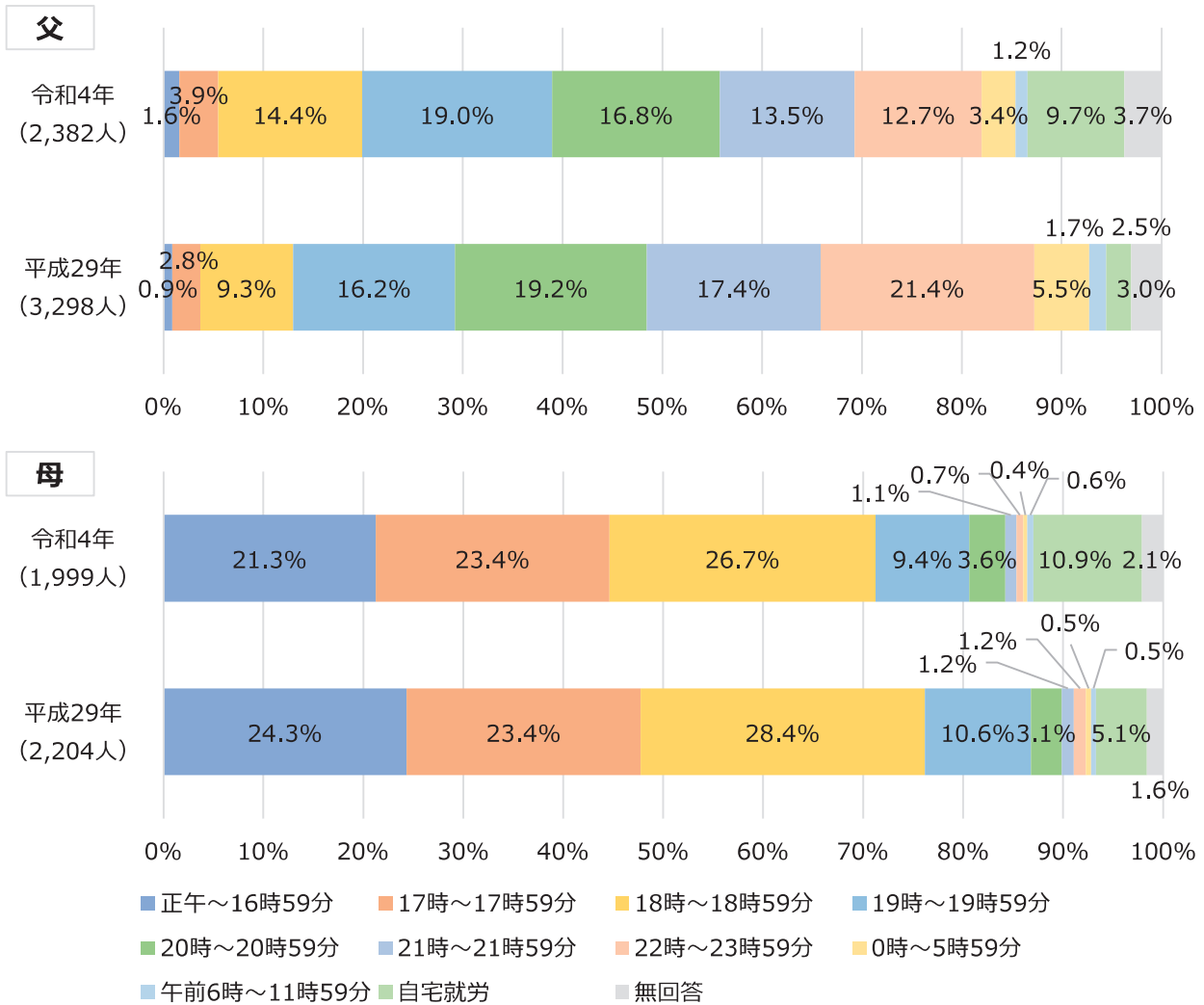
図表 102 夫婦の家事・育児分担の割合（理想と現実）



資料：東京都福祉局「令和4年度東京都福祉保健基礎調査」

○ 就学前の子供を持ち、就業している親の帰宅時間をみると、22時以降に帰宅する父親の割合は、平成29年度に比べて減少し、令和4年は2割を下回っています。また、18時より前に帰宅する母親の割合は約45%で、平成29年より若干ですが、帰宅時間の遅い母親の割合が高くなっています。

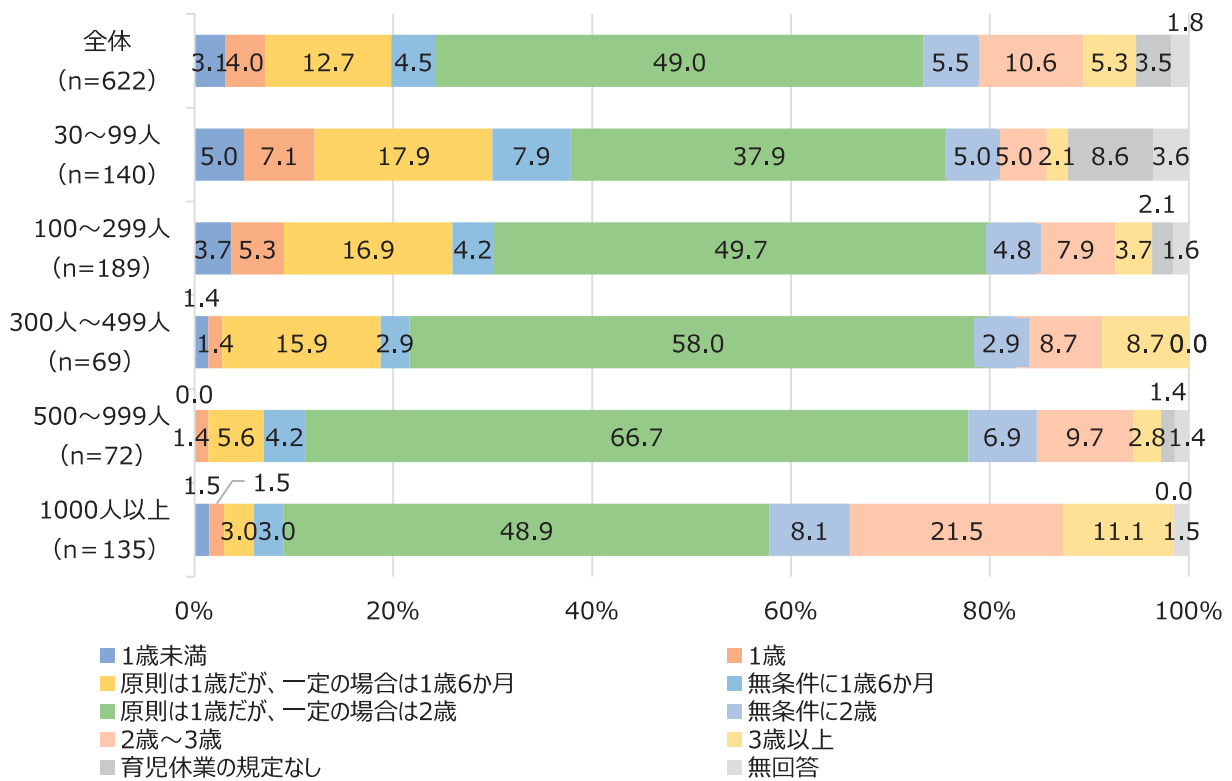
図表 103 帰宅時間



資料：東京都福祉局「令和4年度東京都福祉保健基礎調査」

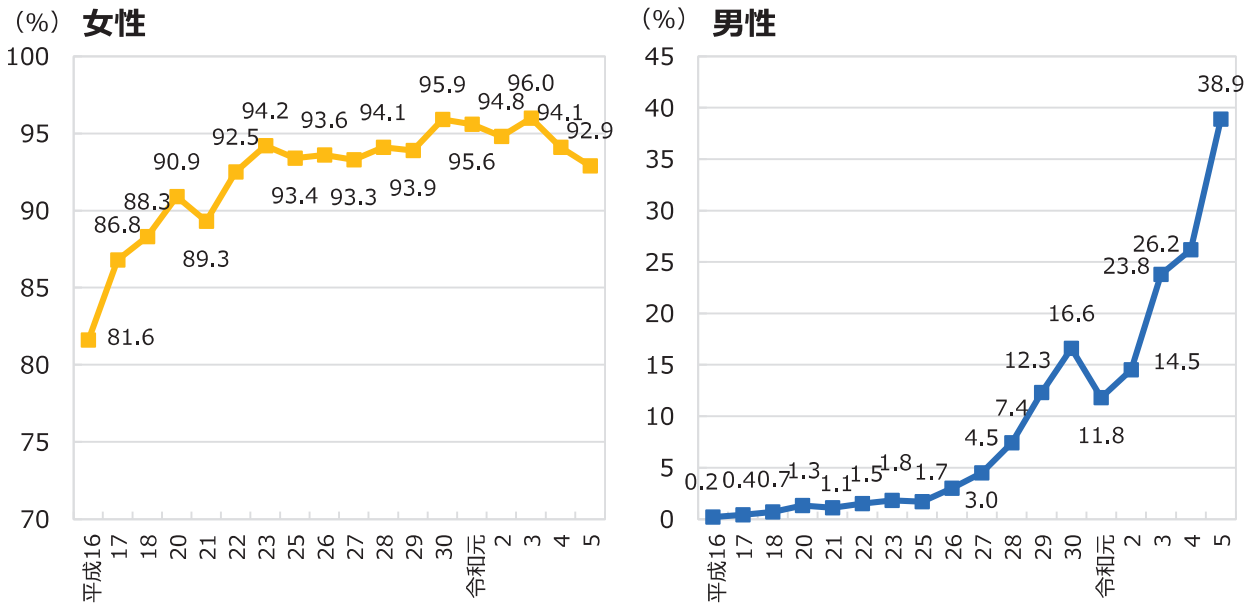
- 育児・介護休業法には、1歳に満たない子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができると定められています。また、平成29年10月から、保育所に入れない場合などは、2歳まで育児休業取得を可能とする法改正がされました。
- 東京都では、ほとんどの企業が育児休業規定を設けており、取得可能期間は育児・介護休業法に則った「原則は1歳だが一定の場合は2歳」の企業が約5割を占めています。しかしながら、女性の育児休業取得率が、令和5年度には92.9%であるのに対して、男性の取得率は38.9%と、以前より上昇してはいるものの、依然として低い状況です。

図表 104 育児休業の取得可能期間



資料：東京都産業労働局「東京都男女雇用平等参画状況調査」（令和5年）

図表 105 育児休業取得率（東京都）

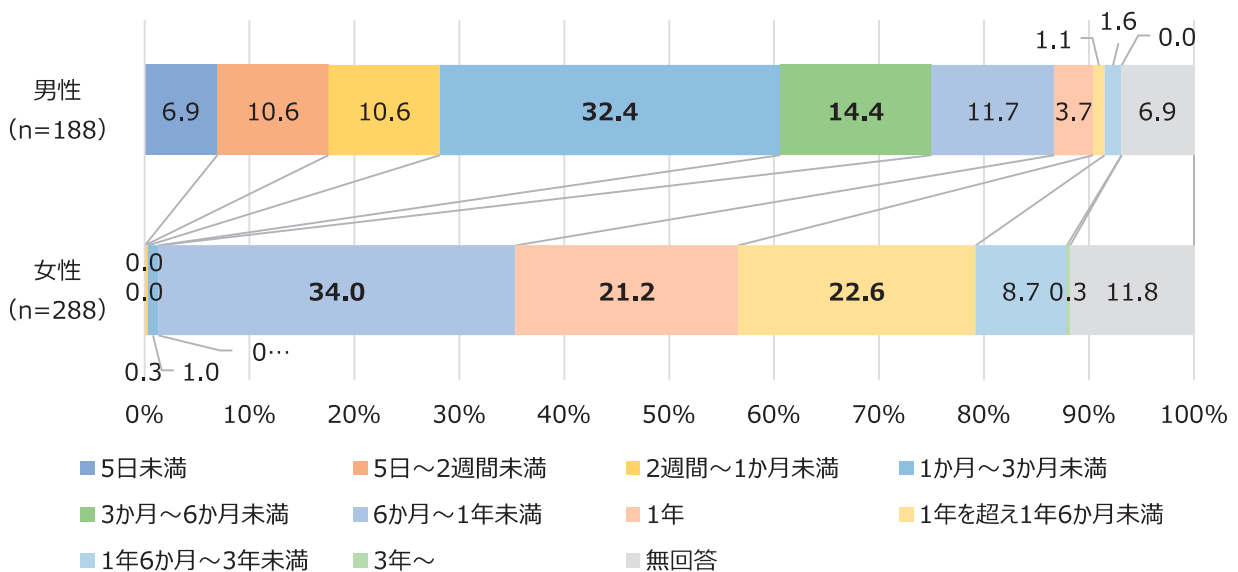


資料：東京都産業労働局「東京都男女雇用平等参画状況調査」（令和5年）

（注）平成24年度はデータなし

- 育児休業取得者及び申し出た従業員がいる事業所に対し、育児休業取得期間はどのくらいか尋ねたところ、男性では「1か月～3か月未満」（32.4%）が最も多く、次いで「3か月～6か月未満」（14.4%）となっています。女性では「6か月～1年未満」（34.0%）が最も多く、次いで「1年を超え1年6か月未満」（22.6%）、「1年」（21.2%）となっています。

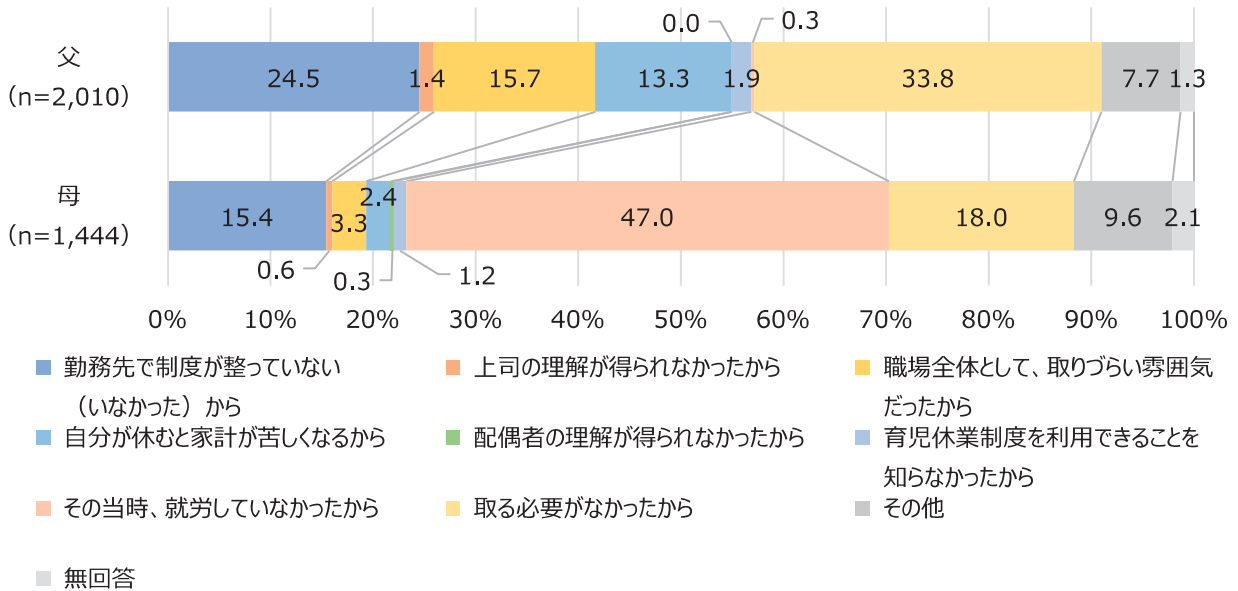
図表 106 育児休業の取得期間（東京都）



資料：東京都産業労働局「東京都男女雇用平等参画状況調査」（令和5年）

- 育児休業を取得しなかった理由については、男性は「取る必要がなかったから」、女性は「その当時、就労していなかったから」の割合が高くなっていますが、「勤務先で制度が整っていない（いなかった）から」、「職場全体として、取りづらい雰囲気だから」、「自分が休むと家計が苦しくなるから」といった理由で取得できなかった人もいます。

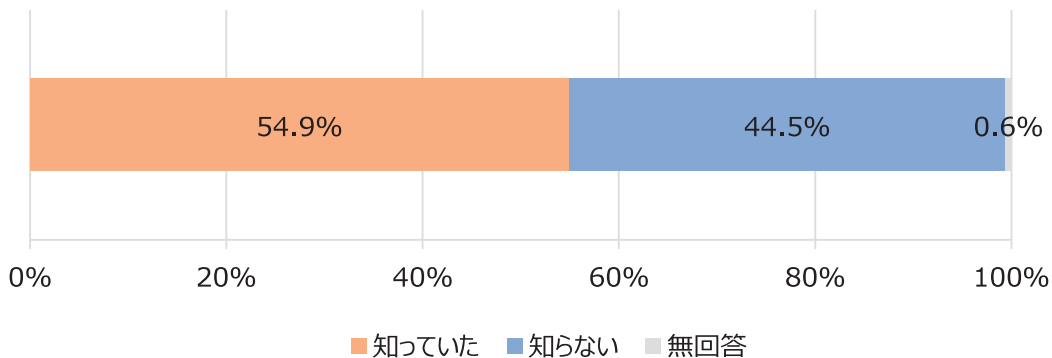
図表 107 育児休業を取得しなかった理由（東京都）



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年）

- 育児・介護休業法には、小学校就学前（令和7年4月1日からは小学校3年生修了まで）の子を養育する労働者が、子供の看護等のために、申請により、子1人の場合1年に5日まで、2人以上の場合1年に10日まで休暇を取得することができます。看護休暇制度が定められています。
- しかしながら、法改正前であった調査時点において、看護休暇制度の認知度をみると「知らない」（44.5%）が「知っていた」（54.9%）をやや下回っています。

図表 108 看護休暇制度の認知度（n=1,133）（東京都）



資料：東京都産業労働局「東京都男女雇用平等参画状況調査」（令和5年）

< 現状と課題 >

- 近年、共働きや女性の有業率が増加傾向であり、出産、育児と仕事を両立させていくためには、法定の休暇制度や企業独自の支援制度を整備することに加え、制度の対象となる従業員が積極的に活用できるような職場の環境整備が重要です。
- ライフ・ワーク・バランスの実現に向けて、多様な働き方や両立支援制度といった「仕組み」を作るだけでは不十分であり、「仕組み」を作る企業と「仕組み」を使う従業員の双方が意識改革を進めていくことが必要です。
- 家事・育児については多くを女性が担っている実態があり、男性の家事・育児を促進し女性の家事・育児時間の減少、社会への参画時間の創出につながるためには、多様な働き方の実現や長時間労働の是正により男性が育業を当たり前にする気運を醸成するとともに、男性が主体的に家事・育児を行えるようになることが重要です。
- 男性が家事・育児に主体的に取り組むようになり、女性の負担が軽くなることで、女性が社会に参画しやすくなります。男性にとっても生活の充実につながり、生涯にわたる豊かな人生につながると考えられます。企業にとっても時間効率や生産性を意識した働き方が実践されることは大きなメリットがあると言えます。

< 取組の方向性 >

- ライフ・ワーク・バランスを推進する中小企業及びその従業員を支援するとともに、結婚や出産等で離職した女性の再就職を支援します。
- 企業やNPO団体など、また性別や年齢にかかわらず、多様な対象に向けて、ライフ・ワーク・バランスの意識啓発を推進します。企業経営者等に対しては、セミナーや普及啓発資料の発行により意識改革を促します。また、男性の家事・育児を促進するため、子育て中の夫婦やプレパパ・プレママ、企業経営者や管理職、若者からシニアに至るまで多様な主体に向けて役立つ情報を発信する等、家事・育児に対する社会全体のマインドチェンジを促します。
- 育児は「休み」ではなく「未来を育む大切な仕事」と考える育児休業の愛称「育業」の理念を広く普及させ、多様な主体による取組を後押しすることで、男女問わず望む人誰もが「育業」できる社会の気運を醸成します。夫婦で協力して育児ができ、親子時間を大切にした多様な働き方を推進していきます。
- 男女ともに育児などのライフイベントが訪れた際に、「育業」しやすく、家庭と仕事を両立できる職場環境の整備や、男性の家事・育児を促進するための普及啓発を、より一層推進していきます。

■ 育業ロゴマーク



< ロゴマークのコンセプト >

衝撃吸収力に優れ、多方に力を分散できるハニカム構造をモチーフとして、

- ・ 育業できる強固で柔軟な基盤を持った社会や組織
- ・ 育業で職場を抜けても、赤ちゃんを守るように周りのチームが形を保つことで育業を全体で支える世の中
- ・ 中心の形が保たれることで、安心して育業から復帰できる様子を表現しています。

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
403	家庭と仕事の両立支援推進事業	産業労働局	家庭と仕事の両立推進に向けて、両立支援ポータルサイトにおいて、育児・介護、病気治療・不妊治療等と仕事の両立支援の情報を掲載し総合的に提供する。 介護離職の防止に向けて、介護と仕事の両立推進シンポジウムにより、企業経営者、従業員に対し普及啓発する。
404	働きやすい職場環境づくり推進事業	産業労働局	育児・介護や病気治療と仕事の両立や、非正規雇用労働者の処遇改善など働きやすい職場環境づくりに取り組む中小企業等を支援するため、研修会、奨励金の支給、専門家派遣を行う。
405	子育て・介護支援融資	産業労働局	中小企業従業員の生活の安定に資するため、子育て費用（教育費・医療費・保育サービス費など）や介護費用（医療費・介護サービス費など）及び育児・介護休業期間中の生活資金を低利かつ保証料全額都負担で融資する。
406	女性再就職支援事業	産業労働局	○東京しごとセンター（飯田橋）内に「女性しごと応援テラス」を設置し、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、専任の就職支援アドバイザーによるキャリアカウンセリングや求人情報の提供、職業紹介などにより就職まで一貫したきめ細かい総合的な再就職支援を実施する。 ○ビジネススキルの習得や職場体験等のメニューを組み合わせた支援プログラム「女性再就職サポートプログラム」を実施するほか、家庭の事情等により自宅で働くことを希望する女性向けの「在宅ワークセミナー」、育児と仕事の両立方法を学ぶ講座と短期インターンシップを組み合わせた「レディGO！ワクワク塾」、都内各地で合同就職面接会・個別就業相談・セミナーを1日で実施する「地域密着型マッチングイベント」、女性のキャリア形成の実現に向けた就職を後押しするための「女性キャリアアップ再就職応援プログラム」を実施する。
407	◆ 女性再就職包括サポート事業	産業労働局	育児や介護を抱えた方が就職活動をより効率的に実施できるよう、家庭での隙間時間などで実施できるメンター相談、就職活動に役立つノウハウを習得できるキャリア講座、受講生同士で仲間づくりができるコミュニティ等の包括的サポートをオンラインで実施する。
408	女性向け委託訓練	産業労働局	結婚、出産、育児等により退職したが、その後再び就職を希望する女性に対し、通学及びeラーニングによる職業訓練を実施し、再就職を支援する。
409	保育支援つき施設内訓練	産業労働局	職業能力開発センター等に入校する育児中の人に対し、民間の保育施設を活用して、訓練期間中の保育サービスを提供することにより、育児等による離職からの再就職を支援する。

番号	事業名	所管局	事業概要
410	働くパパママ育業応援事業	産業労働局	女性従業員が、希望する期間（合計1年以上）の育業をし、原職等に職場復帰するとともに、企業が就業規則等で法定を上回る育業期間等の規定を新たに整備した場合に奨励金を支給する。また、男性の育業を奨励する企業に対し、育業しやすい職場環境整備を行うとともに、男性従業員が合計15日以上育業をし、原職等に職場復帰した場合に、育業期間に応じて奨励金を支給する。
411	育業によるパワーアップ応援事業	産業労働局	女性従業員が、合計6か月以上1年未満の育業（産後休業含む）をし、原職等に職場復帰するとともに、夫婦双方の育業計画書（パートナーは合計30日以上）を作成した企業に対して、定額で奨励金を支給する。また、計画書策定にあたり、企業に対する専門家派遣も行う。
412	男性育業もっと応援事業	産業労働局	複数の男性従業員が合計30日以上育業をし、原職等に職場復帰した企業に対し、継続的に育業しやすい法定上の環境整備を2つ以上実施した場合に、育業した人数に応じて奨励金を支給する。
413	ライフ・ワーク・バランスの推進	生活文化局 産業労働局	（生活文化局） Webサイト「TEAM家事・育児」において、子育て中の夫婦やプレパパ・プレママ、企業経営者や管理職など多様な主体に向けて役立つ情報を発信することで、男性の家事・育児の促進を図る。 （産業労働局） 生活と仕事を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、有識者（学識経験者、労使団体等）からなる審査会で審査し、都が「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定する。併せて、働き方改革やテレワークといった、ライフ・ワーク・バランスの推進に資する様々なテーマごとにエリアを設けた総合展を開催する。
414	東京ウイメンズプラザ普及啓発事業	生活文化局	各種研修や講座を通じてライフ・ワーク・バランス推進の積極的な取組を促すほか、男性に家事・育児を促すセミナーの開催等により、ライフ・ワーク・バランスを推進する。
415	普及啓発セミナーの実施	産業労働局	企業の雇用環境整備を促進するため、男女労働者や事業主、都民を対象に、雇用機会均等法や育児介護休業法等の労働法、労働問題に関する基礎知識の普及を図る。また、事業主や人事労務担当者等を対象とし、企業における女性の能力活用や仕事と家庭の両立支援策についてのセミナーを実施する。
416	普及啓発資料の発行	産業労働局	労働問題についての正しい理解を促進するため、男女雇用平等や両立支援、パートタイム労働等に関する普及啓発資料を発行する。
417	男女雇用平等参画状況調査	産業労働局	雇用環境の整備に当たった課題を把握するため、企業における男女雇用平等の進展状況等の調査を実施する。調査結果に基づき、男女雇用平等について啓発を行う。

番号	事業名	所管局	事業概要
418	子育てしやすい社会に向けた「育業」の推進	子供政策連携室	育児休業の愛称「育業」の理念を広く普及させ、多様な主体による取組を後押しすることで、男女問わず望む人誰もが「育業」できる社会の気運を醸成するとともに、「育業」の推進を契機として、夫婦で協力して育児ができ、親子時間を大切にしたい多様な働き方を推進する。
419	男性育業促進に向けた普及啓発事業	産業労働局	男性の育業を促進するため、男性の育児休業取得率平均50%以上を達成し、今後も継続して男性育業を推進する企業等に取得率に応じた登録マークを付与するとともに、男性育業の促進に積極的に取り組む企業の事例の発信やセミナー等を行う。
420	◆ 「手取り時間」創出・エンゲージメント向上推進事業	産業労働局	専門家の派遣を受けて、「手取り時間」の創出やライフステージの支援・エンゲージメント向上に向けた取組、賃金の引上げの取組を行う中小企業等に対して奨励金を支給する。
421	女性向けキャリアチェンジ支援事業	産業労働局	非正規雇用で働く女性等のキャリアチェンジを支援するため、eラーニングによる能力開発及び就職支援を一体的に実施する。
422	育業中スキルアップ支援事業	産業労働局	育業を後押しするため、育業中のスキルアップを希望する従業員を支援する企業に対し、受講料等の一部を助成する。
423	◆ 男性育業推進リーダー事業	産業労働局	都内企業における更なる男性育業の促進に向けて、男性育業の経験者を「男性育業推進リーダー」として設置し、男性育業の課題把握や具体的な取組を実施し社内外に発信した企業等を「男性育業推進リーダー設置企業」として認定し、都のホームページにて取組を紹介する。また、取組等の要件を満たした中堅・中小企業等には奨励金を支給する。
424	◆ テレワークトータルサポート事業	産業労働局	ICT等の専門家により、業務の棚卸やツール選定、規程の整備、運用課題の解決等についての助言を行い、テレワークの導入・定着・促進に向けた取組の支援とテレワーク機器及びツール導入経費、環境整備に係る経費助成を実施する。
425	◆ 女性ITエンジニア育成事業	産業労働局	非正規雇用で働く女性等が、プログラミング等を学び、ITエンジニアとしての再就職やキャリア形成を実現できるよう、eラーニング等によるスキルの習得支援と職業紹介等の就職支援を一体的に実施する。
再掲	キャリアとチャイルドプラン両立支援事業	産業労働局	№7参照
再掲	子供・子育て応援とうきょう事業	福祉局	№496参照

【2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進】

< 子供の犯罪被害等を取り巻く状況 >

- 令和5年度に都が実施した調査では、調査対象の小学生の53.7%がスマートフォンを利用しています。1日のインターネット利用時間（SNS）をみると、小学生では、「1時間程度」が18.2%と高いものの、「ほとんど使わない」の割合が62.9%と最も高くなっています。一方、中学生と高校生では「1時間程度」、「2時間程度」の割合が高くなっており、「ほとんど使わない」の割合は、中学生が17.2%、高校生が9.5%となっています。

図表 109 通信系機器の利用状況（東京都）

学校種	(n)	インターネットを利用するための機器の割合（%）				
		①携帯電話	②スマートフォン	③タブレット端末・パソコン	④ゲーム機	⑤携帯型音楽プレーヤー
全体	11,662	5.6	68.1	71.7	56.8	7.7
小学校	7,069	7.1	53.7	74.2	59.8	8.4
中学校	2,395	2.8	91.8	66.2	60.3	6.9
高等学校	1,508	2.5	98.1	67.8	44.1	5.0
特別支援学校	690	6.1	68.0	72.8	42.3	9.9

資料：東京都教育庁 令和5年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」

図表 110 1日のインターネット利用時間（SNS）（東京都）

学校種	(n)	1日のインターネット利用時間（SNS）の割合（%）							
		①1時間程度	②2時間程度	③3時間程度	④4時間程度	⑤5時間程度	⑥6時間程度	⑦6時間を超える	⑧ほとんど使わない
全体	11,662	21.4	12.0	8.1	4.3	3.0	1.6	4.1	45.5
小学校	7,069	18.2	7.3	4.7	2.1	1.8	1.0	2.0	62.9
中学校	2,395	27.9	21.5	14.2	7.1	4.6	2.4	5.1	17.2
高等学校	1,508	26.1	21.1	15.5	9.0	5.9	3.1	9.9	9.5
特別支援学校	690	21.2	7.8	5.5	6.7	3.6	2.5	8.4	44.3

資料：東京都教育庁 令和5年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」

- 92.4%の児童・生徒は、インターネット利用時にトラブルや嫌な思いをした経験はないとしていますが、「メールや SNS に書き込んだ文章が原因で友達とけんかになった」、「無料通信アプリなどのグループで仲間外れにされたり、勝手に退会させられたりした」などのトラブルも報告されています。

図表 111 トラブルや嫌な思い（東京都）

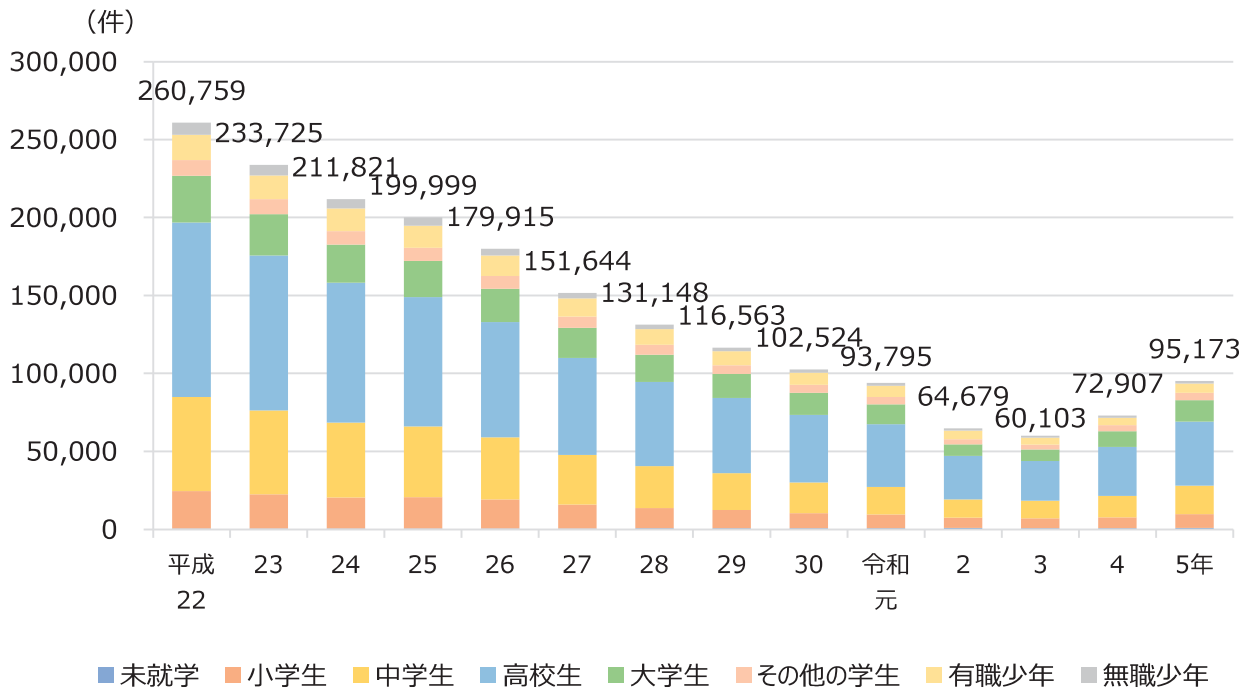
学校種	(n)	インターネット利用時の トラブルや嫌な思いの経験の有無の割合（％）	
		①ある	②ない
全体	11,662	7.6	92.4
小学校	7,069	7.0	93.0
中学校	2,395	7.4	92.6
高等学校	1,508	9.2	90.8
特別支援学校	690	10.6	89.4

学校種	(n)	トラブルや嫌な思いをした経験の内容の割合（％）			
		①メールや SNS に書き込んだ文章が原因で友だちとけんかになった	②グループ内や、誰もが見られるところで、自分の悪口や個人情報を書かれた	③無料通話アプリなどのグループで仲間外れにされたり、勝手に退会させられたりした	④その他
全体	888	49.2	26.5	19.5	21.5
小学校	498	42.8	24.3	20.5	25.3
中学校	178	57.3	27.5	15.2	18.5
高等学校	139	59.0	30.2	18.0	16.5
特別支援学校	73	54.8	31.5	26.0	12.3

資料：東京都教育庁 令和5年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」

- 全国における少年（20歳未満）が被害者となる刑法犯の認知件数は、平成22年が260,759件、令和5年が95,173件と13年間で約64%減少しています。しかしながら、未就学児については、微増傾向にあり、被害件数全体に占める割合は増加しています。

図表 112 少年が主たる被害者となる刑法犯の認知件数の推移（全国）



	平成22年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
総数	260,759	151,644	131,148	116,563	102,524	93,795	64,679	60,103	72,907	95,173
うち未就学	472	551	613	620	643	762	839	728	768	912
うち小学生	24,060	15,319	13,042	11,811	9,680	8,692	6,520	6,394	6,941	8,721

資料：警察庁生活安全局少年課「令和5年における少年非行、児童虐待、及び子供の性被害の状況」

（注）総数は、20歳未満の件数

- 内閣府の調査によると、若年層（16～24歳）のうち、4人に1人以上（26.4%）が何らかの性暴力被害に遭っています。また、若年層の12.4%（女性15.0%、男性5.1%）は、身体接触を伴う被害に、若年層の4.1%（女性4.7%、男性2.1%）は、性交を伴う被害に遭っています。

図表 113 身体接触を伴う性暴力被害の遭遇率

	16～19歳	20～24歳	計
女性	11.7% (167)	16.7% (460)	15.0% (627)
男性	3.5% (19)	5.8% (76)	5.1% (95)
その他・答えたくない	21.7% (18)	28.0% (30)	25.3% (48)
計	9.9% (204)	13.6% (566)	12.4% (770)

図表 114 性交を伴う性暴力被害の遭遇率

	16～19歳	20～24歳	計
女性	2.7% (39)	5.7% (158)	4.7% (197)
男性	0.5% (3)	2.7% (36)	2.1% (39)
その他・答えたくない	4.8% (4)	14.0% (15)	10.0% (19)
計	2.2% (46)	5.0% (209)	4.1% (255)

資料：内閣府男女共同参画局「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」報告書（令和4年3月）

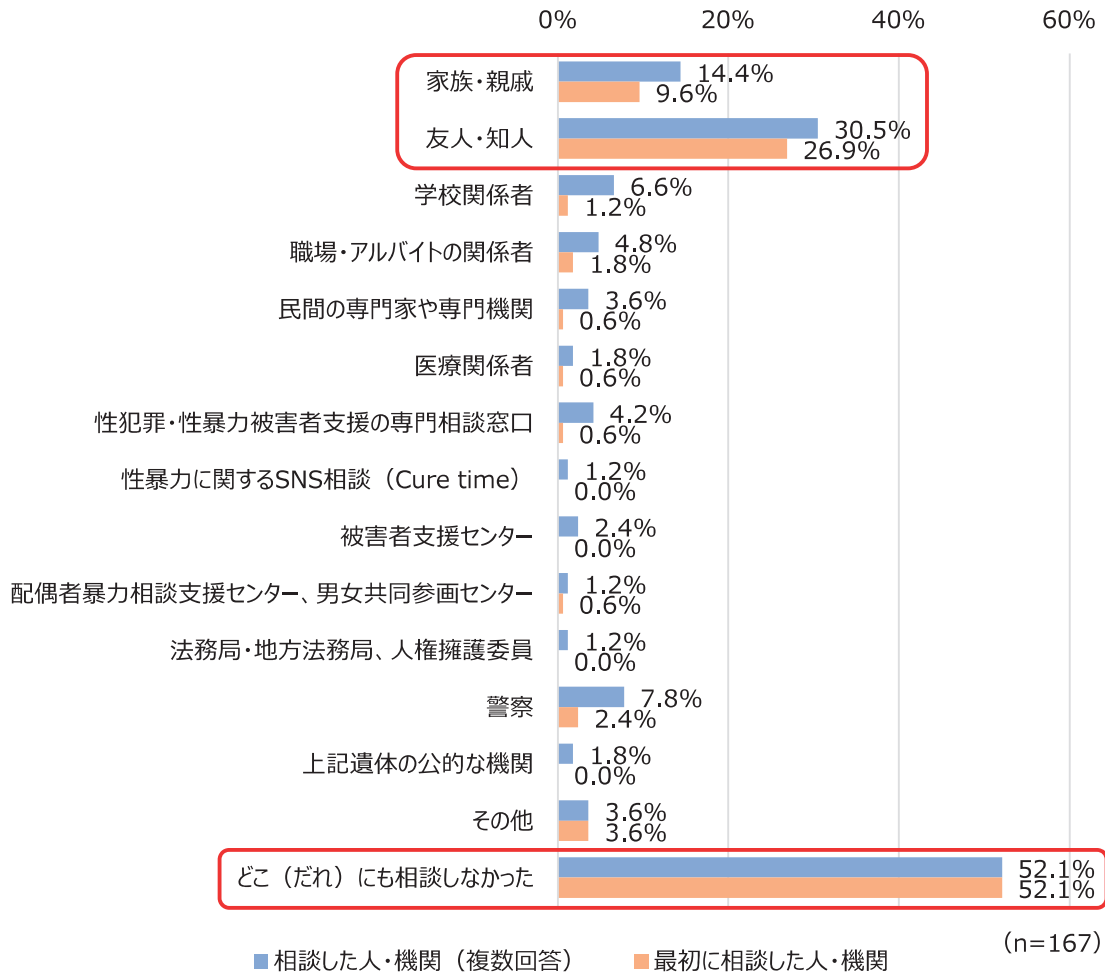
（注）（）内の数値は回答数を示す。

アンケートの回収率が全体で2.82%であって、任意の回答者（積極的に回答した方）の回答内容に基づくため、疫学的遭遇率を示すものではないことに留意が必要である。

「その他」には、「Xジェンダー・ノンバイナリー」とした回答者の回答を含む。

- 被害に遭っても、半数以上はどこ（だれ）にも相談していません。相談した人の相談先は身近な人（①友人・知人、②家族や親せき）が多くなっています。

図表 115 【性交を伴う性暴力被害】性暴力被害の相談状況について



資料：内閣府男女共同参画局「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」報告書（令和4年3月）

< 現状と課題 >

- 近年、子供が被害者となる犯罪が多発し、子供を取り巻く環境は厳しいものとなっています。子供が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりを推進する必要があります。
- 東京は多くの繁華街を有しており、特に新宿歌舞伎町地区においては、少年に対する有害なサービスの提供や、ト一横に集まった少年による過量服薬等の問題行為が顕在化しているほか、こうした少年らに悪意を持った大人が接近するなどの状況も認められ、憂慮すべき情勢にあります。

- スマートフォンの普及など、情報通信機器の目覚ましい進歩に伴い、様々な情報をどこでも瞬時に入手できる時代になりましたが、インターネット上の情報には、誤った情報や薬物乱用を助長する有害な情報も数多く見受けられます。特に大麻に関しては「身体への影響がない」「依存性がない」などの誤った情報が流布し、また、全国における大麻事犯の検挙人員のうち約7割を30歳未満が占めるなど、若年層での大麻乱用が広がっています。また、非行・犯罪に陥らずとも、様々な悩みや生きづらさから、薬局、ドラッグストア等で処方箋なしで購入できる市販薬をオーバードーズしてしまう若年層も増えています。そのため、若年層への普及啓発により、違法薬物に関して正しい知識を付与するとともに、医薬品の適正使用について伝え、専門機関等への相談を促すことが必要です。
- 違法薬物や危険ドラッグは、インターネットによる売買や宅配利用など販売方法が多様化・潜在化し、容易に購入できる実態があることから、指導・取締りの強化と併せて、啓発の強化が喫緊の課題となっています。
- 子供は性暴力の被害に遭っても、それを性被害だと認識できない場合があることや、加害者との関係性などから誰にも相談できず、被害が潜在化・深刻化しやすいことが指摘されています。

< 取組の方向性 >

- 東京都・区市町村・警視庁・関係団体等が連携して、子供を犯罪被害から守るための取組を進めています。
- インターネット等の適正な利用や薬物乱用防止など、子供が犯罪等に巻き込まれないよう啓発を行っていくとともに、子供を見守るボランティアの活性化など、地域で子供を見守る取組を促進します。
- 様々な不安や悩みを抱えて「ト一横」に来訪する青少年・若者が犯罪被害等に巻き込まれることのないよう、注意喚起を行うほか、青少年・若者への相談業務を行う「きみまも@歌舞伎町」を運営し、関係機関と連携を図りながら様々な支援につなぎます。
- 薬物乱用による健康被害について、学校では、小学校、中学校、高等学校と、発達段階に応じ、保健の授業において指導します。
- 子供や保護者が相談しやすい体制の充実や、成長、発達段階に応じた正しい知識の理解促進など、被害者への支援と性被害の未然防止を推進します。

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
426	子供の安全確保に向けた対策の推進	都民安全総合対策本部	活動事例紹介による防犯ボランティア団体等の活性化、子供自らが危険を避けることができる能力の向上、家庭での防犯教育の促進、子供・保護者の防犯意識向上や地域ぐるみでの子供を守る社会気運醸成に向けた親子で訪れる機会の多い商業施設等の事業者と連携等、地域や家庭で子供を守る取組を促進する。
427	◆ 犯罪被害等のリスクを抱える青少年・若者への支援	都民安全総合対策本部	「トー横」をはじめとする歌舞伎町界隈における諸問題に対して、関係機関と連携し、注意喚起等を実施するとともに、青少年・若者を犯罪被害等から守るため、相談窓口「きみまも@歌舞伎町」を運営し、適切な支援につなげていく。
428	セーフティ教室の実施・充実	教育庁	学校と家庭や地域社会、関係諸機関とが連携を強化して、児童・生徒を犯罪から守るとともに非行防止を図って健全育成を推進するため、都内全公立学校でセーフティ教室を実施する。
429	防犯教室の実施	警視庁	子供自身が防犯意識を持ち、いざという時に自分自身で身を守ることができるようにするため、警察や学校等の関係機関が連携を図り、子供や保護者を対象とした参加・体験・実践型の防犯教室を実施する。
430	電子メールなどを活用した情報の発信	警視庁	子供に対する声掛け事案等の発生状況や防犯対策を電子メールや防犯アプリ「デジポリス」で発信し、都民の自主防犯意識の向上と自主防犯行動の促進を図る。
431	「子ども110番の家」活動の支援	警視庁	子供を犯罪から守り安全を確保するために、「子ども110番の家」（住宅・店舗、車両）活動を支援する。 ○活動マニュアルの作成、配布
432	ながら見守り連携事業	都民安全総合対策本部	犯罪や事故の被害に遭いやすい子供や高齢者等への対策を強化するため、都が地域を巡回する各事業者と包括協定を締結し、事業者と共同で子供等を見守るネットワークの構築を推進する。
433	在住外国人等の子供の安全確保に向けた対策の推進	都民安全総合対策本部	都内の在住外国人は、増加傾向にあり、在住外国人や外国にルーツを持つ者の子供も将来的に増えていくことが予想される。 そこで、在住外国人等の子供等を対象に見守り活動の実施や、犯罪・トラブルに巻き込まれないための安全に関する啓発等、安全・安心に関する取組を実施する。
434	地域の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助事業	都民安全総合対策本部	区市町村・教育委員会・警察署で構成する協議体が、放課後活動時間帯における子供の安全及びその他地域の安全のため必要と認める道路・公園へ設置する防犯カメラの整備に関し、その経費の一部を補助し、地域の安全確保を図る。

番号	事業名	所管局	事業概要
435	青少年の健全な育成に関する条例の運用	都民安全総合対策本部	<p>青少年の健全な育成を図るため、以下のことに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優良映画等の推奨・青少年の健全な育成を阻害する図書類等の指定（図書、DVD等） ○立入調査（書店、コンビニ等図書類販売店、深夜立入制限施設、雑誌等自動販売機等） ○有害広告物の行政指導 ○青少年健全育成功労者等表彰及び青少年健全育成協力者等感謝状贈呈 ○インターネットの有害情報への対応（青少年がインターネットを適正に利用できる環境の整備、フィルタリングの開発、告知、利用の勧奨の努力義務等（平成17年3月改正）） ○青少年の性に対する関わり方（青少年に慎重な行動を促す環境の整備） ○青少年に対する保護者の養育の在り方（青少年を健全に育成するための保護者の責務を明らかにする） ○インターネット利用環境の整備（フィルタリングの実効性の向上、フィルタリングを解除する場合の手続きの厳格化等（平成22年12月改正）） ○児童ポルノの根絶等に向けた都の責務（平成22年12月改正） ○青少年に係る児童ポルノ等の提供を当該青少年に対し不当に求める行為の禁止（平成29年12月改正） ○インターネット利用環境の整備（フィルタリング有効化措置に関する手続規定整備（平成29年12月改正））
436	インターネット利用適正化・性被害等防止対策	都民安全総合対策本部	<p>インターネットやスマートフォン等の利用に伴うトラブルから身を守るため、青少年やその保護者等を対象に、ネット上のトラブルや危険性、その防止策等についての講座を開催する。また、SNSでの出会いの危険性等について、ターゲティング広告を通して普及啓発を実施する。</p>
437	ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営	都民安全総合対策本部	<p>青少年やその保護者等を対象とした、インターネットやスマートフォン等に関する各種トラブルに気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」の運営や、相談内容の分析、都民に対する啓発や広報活動等を行っている。</p>
438	情報教育に関する啓発・指導	教育庁	<p>児童・生徒のインターネット等の適正な利用を進めるために、次の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒のインターネット利用状況調査を実施し、SNS等の利用状況やトラブル被害等の経験について把握する。 ○学校非公式サイト等の監視等を実施し、監視結果を都立学校・区市町村教育委員会に情報提供する。 ○GIGAワークブックとうきょう等を都内全公立学校向けに情報教育ポータルサイトで公開し、児童・生徒の主体的な情報モラル教育に関して啓発を行う。

番号	事業名	所管局	事業概要
439	学校における安全教育の推進	教育庁	<p>幼児・児童・生徒に危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成する。</p> <p>○教師向け実践的指導資料「安全教育プログラム」を都内公立学校全教員に配信</p> <p>○高等学校における交通安全教育の充実を図るため、「安全教育プログラム」に「東京都高等学校交通安全教育指導事例集」を掲載</p> <p>○安全教育を推進する教員の資質・能力を育成する「学校安全教室指導者講習」の実施</p>
440	学校における安全体制の推進	教育庁	<p>公立学校の安全体制を推進するため、以下のことに取り組む。</p> <p>○地域ぐるみの学校安全体制整備の推進</p>
441	薬物乱用防止対策	教育庁 保健医療局	<p>青少年の薬物乱用を防止するため、次の対策を展開する。</p> <p>(教育庁、保健医療局)</p> <p>○薬物乱用防止教室の実施 (教育庁)</p> <p>○担当指導主事連絡会及び保健体育科主任連絡協議会において、薬物乱用防止に関する取組の周知 (保健医療局)</p> <p>○啓発パンフレット、リーフレット等の作成・配布</p>
442	◆ 子供・保護者専用性被害相談ホットライン	総務局	<p>都内の子供やその保護者を対象に、性被害に関する電話相談窓口を東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター内に設置し、24時間365日相談を受け付ける。</p> <p>都内からかけるとき 0120-333-891 (無料)</p> <p>都外からかけるとき 03-6811-0850 (有料)</p>
443	◆ LINEによる「性被害相談窓口」	総務局	<p>都内在住・在勤・在学の性犯罪・性暴力被害者とその関係者を対象に、若年層に普及しているLINEを活用した「性被害相談窓口」を設置し、相談を受け付ける。</p> <p>受付日：月・水・金・土 (年末年始・祝日除く。)</p> <p>受付時間：16:00～21:00 (受付20:30まで)</p> <p>LINEアカウント：相談ほっとLINE@東京</p>
444	◆ 子供の性被害相談窓口周知	総務局	<p>子供・若者が性被害に遭ったかもしれないと不安に思った時にためらわずに相談できるように、夏・冬休みの長期休みの前後に、性被害相談窓口の周知動画を駅サイネージやSNS広告で集中的に放映する。</p>
445	◆ 生命 (いのち) の安全教育	教育庁	<p>性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、各学校における「生命 (いのち) の安全教育」を促進する。</p> <p>○教職員向け指導資料の作成・配信</p> <p>○児童・生徒向け理解啓発ちらしの作成・配信</p>

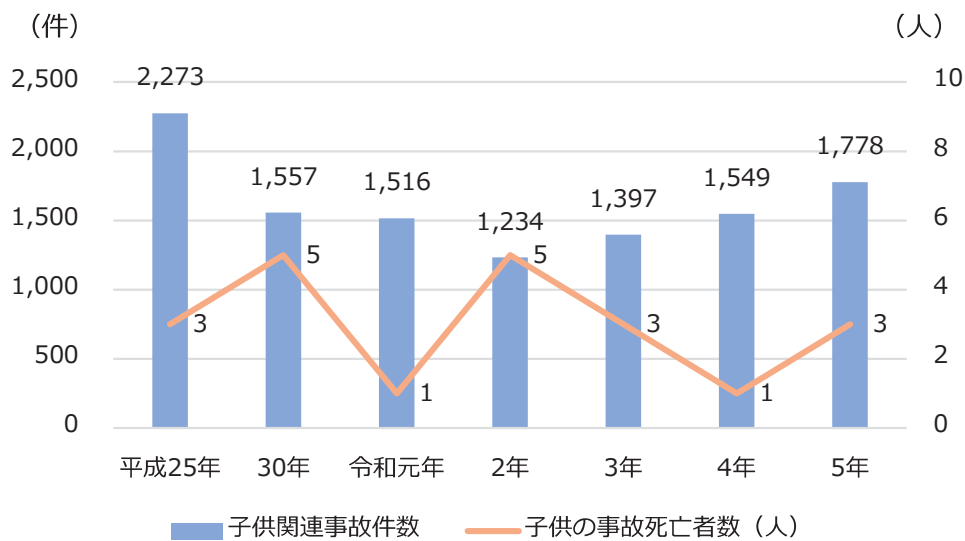
番号	事業名	所管局	事業概要
446	◆ 教職員等による児童・生徒性暴力の防止	教育庁	教職員等による児童・生徒への性暴力を防止するため、以下のことに取り組む。 ○「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」の運営 ○ロールプレイや動画等による教職員向け研修の充実 ○関係機関と連携し、実効的な対応が行うことができるよう情報共有 ○専門家の協力を得た調査の実施
447	◆ 性暴力・性被害防止に関する普及啓発	子供政策連携室	性暴力の内容や対処方法などについて、年齢層別にアニメ動画を制作・発信
448	◆ 痴漢撲滅プロジェクト	都民安全総合対策本部	痴漢被害のない社会の実現を目指し、令和4年度末に庁内関係各局及び警視庁から成るプロジェクトチームを設置し、「痴漢撲滅プロジェクト」を推進している。令和5年度からは、痴漢被害実態把握調査を行うとともに、ホームページ等による情報発信やキャンペーン等を通じた普及啓発など、痴漢撲滅に向けた取組を行っている。
再掲	保育体制強化事業	福祉局	№128 参照
再掲	子供の権利擁護専門相談事業	福祉局	№142 参照
再掲	スクールサポーター制度	警視庁	№154 参照

【3 子供の安全を確保するための取組の推進】

< 子供の安全を取り巻く状況 >

- 子供の交通事故について、子供が第1当事者又は第2当事者として関与した事故（以下、「子供関連事故」という。）の発生件数は、平成25年の2,273件から令和2年の1,234件に減少しましたが、令和3年から増加傾向にあり、令和5年には1,778件となっています。一方で、死者数は、おおむね横ばい傾向で推移しています。

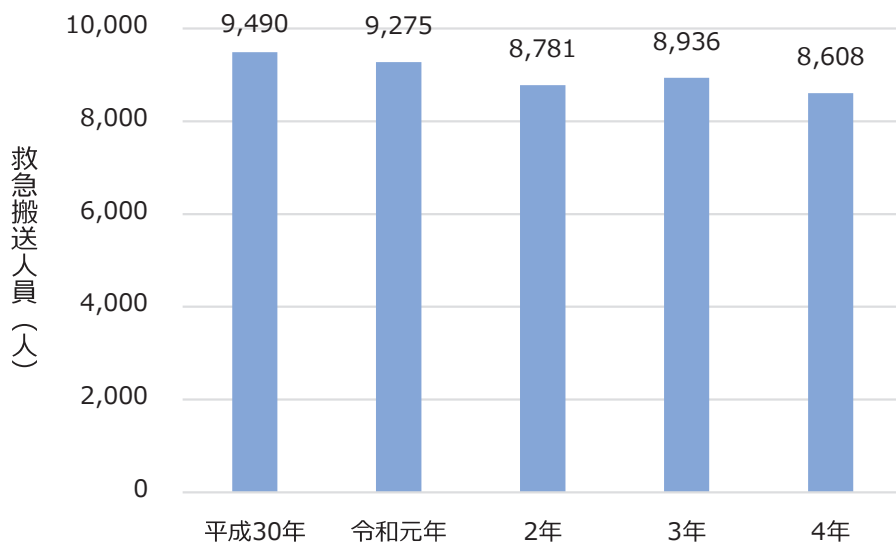
図表 116 子供関連事故件数及び子供の事故死者数の推移



資料：令和6年度東京都交通安全実施計画（警視庁の統計）

- 0歳から5歳までの乳幼児の事故で、平成30年から令和4年までの5年間に45,090人が救急搬送されています。コロナ禍の前後で大きな差はなく推移しています。

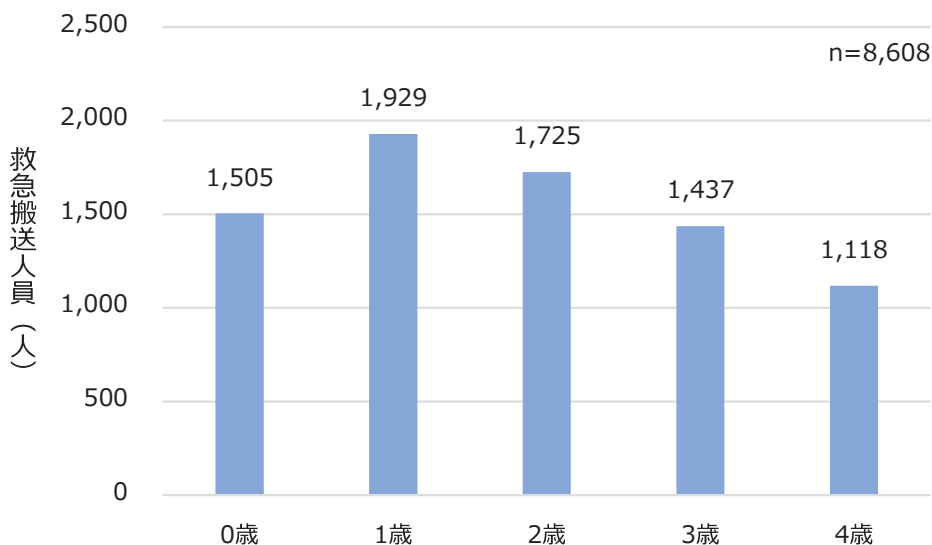
図表 117 乳幼児の年別の救急搬送人員



資料：救急搬送データから見る日常生活事故の実態（令和4年）

- 年齢別では、1歳児の救急搬送人員が1,929人と最も多く、次いで2歳児が1,725人となっています。

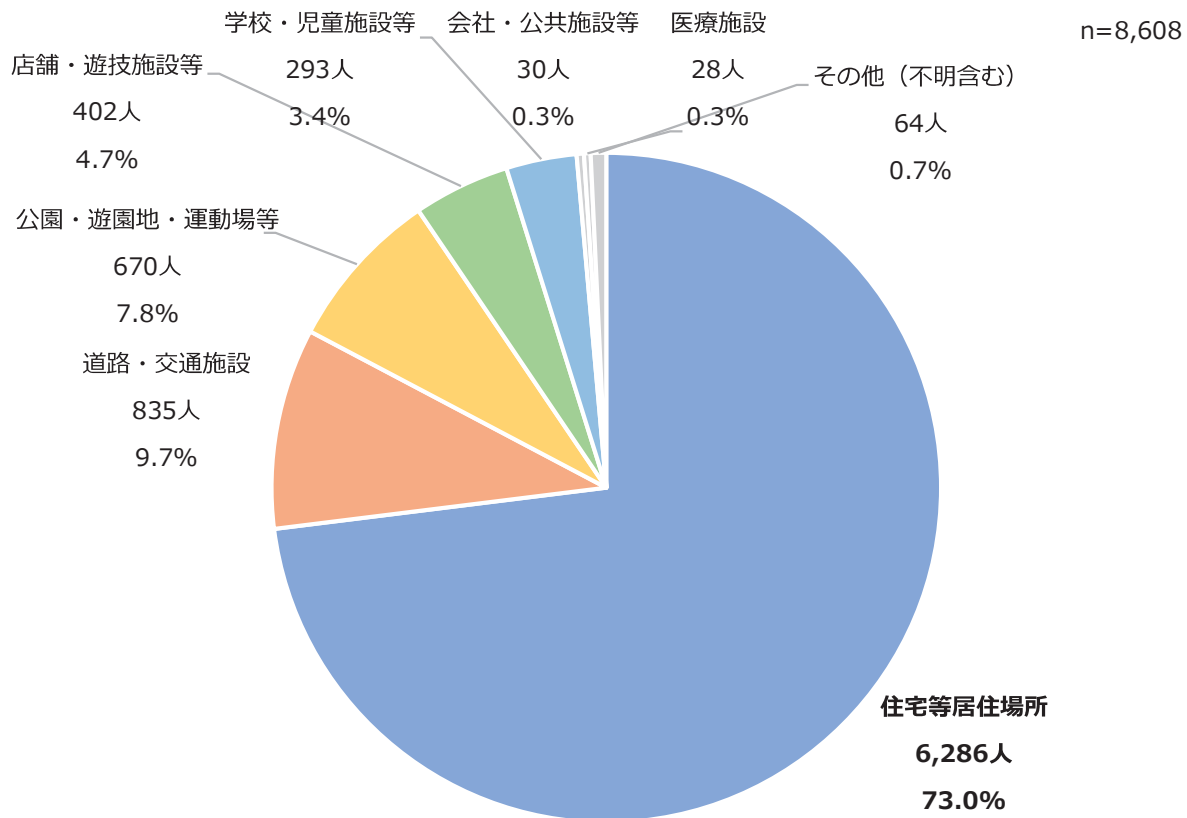
図表 118 乳幼児の年齢別の救急搬送人員（令和4年）



資料：救急搬送データから見る日常生活事故の実態（令和4年）

- 0歳～5歳（乳幼児）の事故については、73.0%が住宅等居住場所となっています。

図表 119 乳幼児の発生場所別の救急搬送人員（令和4年）



資料：救急搬送データから見る日常生活事故の実態（令和4年）

< 現状と課題 >

- 子供の交通事故件数は、その他の年齢層に比べて少ないとはいえ、死亡事故がゼロには至らず、次世代を担う子供のかげがえのない命を交通事故から守っていく対策が必要です。
- 子供の状態別事故発生件数の内訳をみると、歩行中や自転車乗用中が多くを占めており、歩行中の飛出しや自転車の安全不確認、一時不停止など子供の違反による事故も発生しています。
- 乳幼児については、短期間のうちに、心身の特性と生活上の留意点が大きく変化します。防災対策上、時期によって、必要とする生活環境や食物・物資等が異なるため、それに対応した適切な配慮が重要です。
- また、栄養状態や水分、衛生の確保が、乳幼児の成長、感染症リスクの低減につながるなど、生命の維持上、大きな影響を与えます。乳児にとってのミルクや水など、生命や健康維持に必要な物資については、被災時に確実に調達できる仕組みが必要です。

- 大規模災害が発生した場合には、電気・ガス・水道などのライフラインの復旧には1週間以上かかる恐れがあります。水などが不自由な災害時には、乳児用液体ミルクが有用です。また、乳児用液体ミルクが災害時に有効に活用されるためには、平常時から正しい知識を持つことが大切です。
- 乳幼児期の事故に関する知見が集積することにより、安全な生活環境の創出や、保護者への効果的な普及啓発方法など、将来の事故防止に知見が継承されます。

< 取組の方向性 >

- 子供たちが交通ルールを守り、子供自身が危険を予測し回避することができるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育などを実施します。
- 家庭内における子供の事故防止に関する啓発を行うとともに、子供の安全に配慮した商品の普及を図ります。
- 災害時において乳幼児の健康と安全を確保するため、調製粉乳と哺乳瓶の備蓄を行います。
- 利便性が高く災害時の活用に有効な乳児用液体ミルクについて、備蓄を行うとともに、民間事業者と締結した協定に基づき、災害発生時に緊急に調達し、提供します。
- 「防げる事故」を確実に防ぎ、子供が安心してチャレンジできる社会を実現するため、産官学民の連携の下、「変えられるものを変える」の視点で事故予防のサイクルを回しながら、エビデンス・ベースの事故予防策を展開し、子供の事故が起きにくい環境づくりを推進します。
- 子供の死亡事例について、福祉、保健、教育等の関係機関と連携しながら、子供の死に至る情報を収集し、予防可能な要因について検証し、効果的な予防対策を提言することで、将来の子供の死亡減少につなげます。

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
449	チャイルドシートなどの正しい着用についての普及啓発	警視庁	<p>子供の安全を確保するために、以下のことに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 ○新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、各種広報媒体を活用してチャイルドシートの着用意識を高め、正しい着用の徹底を図る。 ○チャイルドシート着用講習会を実施する。
450	交通安全教育の推進	都民安全総合対策本部 警視庁	<p>(都民安全総合対策本部)</p> <p>小学生等を対象とした交通安全教育として、「歩行者シミュレータ」等を活用した参加・体験型の交通安全教室を実施</p> <p>(警視庁)</p> <p>子供が正しい交通安全知識を身に付けるために、幼稚園・小学校・中学校・高校等において、成長に合わせた段階的かつ体系的な参加・体験・実践型の交通安全教育を行う。</p>
451	信号機の導入・整備	警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ○歩車分離式信号機の導入 <p>子供の利用機会が多い交差点を対象に、歩行者と車両の通行を時間的に分離する。</p>
452	自転車の安全利用の推進	都民安全総合対策本部 警視庁	<p>(都民安全総合対策本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」等の理念に基づき、小学生用、幼稚園・保育所の園児保護者用など、対象別に自転車安全利用に関するリーフレットを作成し配布するとともに、自転車シミュレータを活用した参加・体験型の自転車安全教室を、教育庁等との連携により学校等で開催する。 <p>また、スマートフォン・タブレット向けに東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」を提供する。</p> <p>(都民安全総合対策本部、警視庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自転車の幼児用座席に乗車させた幼児の安全対策を推進する。 ○リーフレットや動画を活用した普及啓発により、ヘルメットの着用を促進する。 ○自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等への加入を促進する。 <p>(警視庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 ○中学生以上に対して、スタントマンによる交通事故再現スタントを中心とした自転車安全教室を実施し、交通ルールの遵守意識の向上を図る。 ○新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、各種広報媒体を活用して、自転車の安全利用について広報啓発を推進する。

番号	事業名	所管局	事業概要
453	地域幹線道路の整備	建設局	幹線道路の整備が進んでいないエリアでは、周辺道路の渋滞のため、地域に用事のない通過交通が生活道路に流入している。このため、地域幹線道路を整備し、安心して安全なまちを実現する。
454	連続立体交差事業	建設局	歩行者の安全や道路交通の円滑化などを図るため、鉄道の立体化を行い、踏切を除却する。
455	子供の身の回りの危険についての情報発信・普及啓発	生活文化局	乳幼児の事故防止ガイドの作成のほか、子育て世代が多く集まるイベント、東京消防庁防災館、区市町村が開催する消費生活展等、多様な主体と連携し、家の中の危険や子供服の安全性など子供の事故防止に関する模型・パネル等の展示を活用して、より多くの保護者や子供に体験型の啓発を行っていく。 また、消費者及び事業者の情報交流等を通じて、商品等の安全対策に役立てるため、NPOが運営する「こどものケガを減らすためにみんなをつなぐプラットフォーム」で普及啓発を実施する。
456	災害用ミルク等の確保	福祉局	乳幼児用の調製粉乳と哺乳瓶4日分（災害発生後の最初の3日分は区市町村、都は以降の4日分）をランニングストック方式で備蓄する。
457	「東京マイ・タイムライン」の普及啓発	総務局	○冊子版の配布 都内全ての国公立小・中・高等学校の児童、生徒を対象に配布する。 （配布対象は小1、小4、中1、高1の学年） ○学校出前講座 高校生を対象に、風水害からの避難について考えてもらうためセミナーを実施する。 ○親子セミナー 小学生以上の子供とその保護者を対象に、風水害からの避難について考えてもらうためセミナーを実施する。
458	セーフティ・レビュー事業	子供政策連携室	関係各局と連携し、事故事例データの収集・分析、専門家の知見等を活かした事故防止策の提言等を実施する。
459	事故情報等データベース構築事業	子供政策連携室	産官学民で活用できる子供の事故情報データベースを構築する。
460	予防のための子供の死亡検証（CDR）	福祉局	子供の死亡事例について、福祉、保健、教育等の関係機関と連携しながら、子供の死に至る情報を収集し、予防可能な要因について検証し、効果的な予防対策を提言することで、将来の子供の死亡減少につなげる。
461	子供の安全に配慮した商品の普及	生活文化局	事業者等と連携して、子供の安全に配慮した商品見本市を開催し、商品のPR強化、事業者による安全な商品の開発・製造、販売・流通拡大の促進、商品を主体的に選択・購入する消費者の育成を図る。

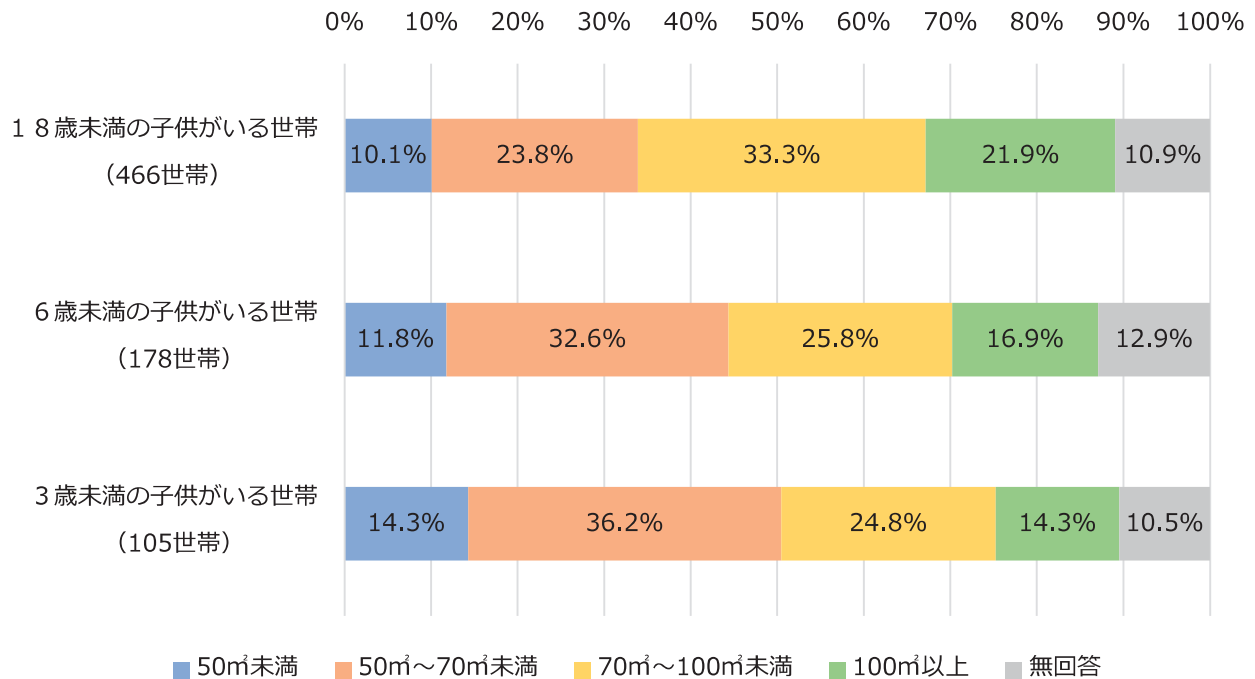
番号	事業名	所管局	事業概要
再掲	保育体制強化事業	福祉局	Nº128 参照
再掲	子育て世帯に配慮した住宅の供給促進	住宅政策本部	Nº467 参照
再掲	「子供を守る」住宅確保促進事業	住宅政策本部	Nº468 参照

【4 良質な住宅と居住環境の確保】

< 住宅環境を取り巻く状況 >

- 都内では、夫婦と18歳未満の者からなる世帯の33.9%が70㎡未満の住宅に住んでいます。

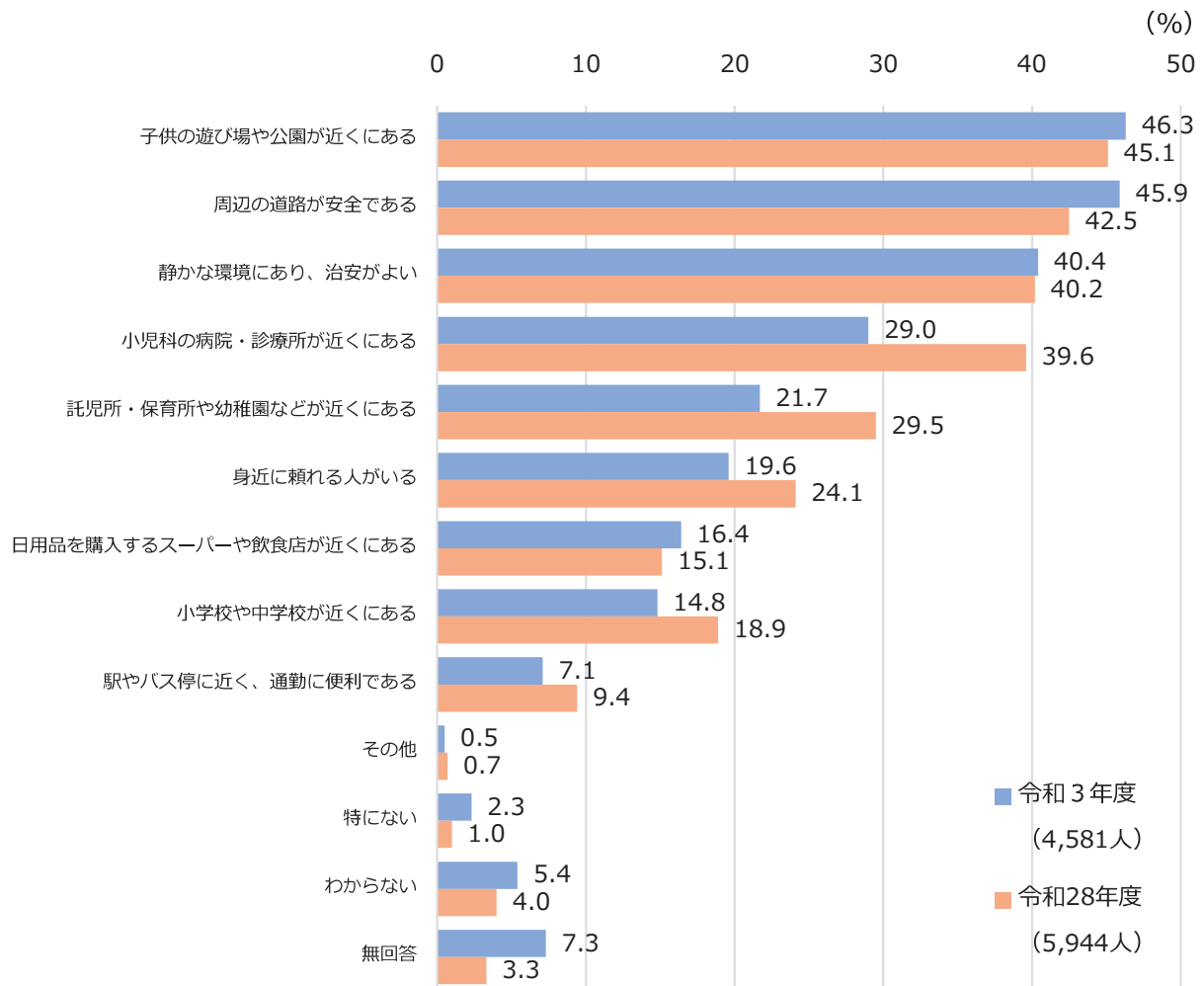
図表 120 住宅の床面積（世帯にいる子供の年齢別）



資料：東京都福祉保健基礎調査（令和3年度）を基に作成

- 子育てをする上で住宅の周りの環境として重要だと思うことを聞いたところ、「子供の遊び場や公園が近くにある」の割合が最も高くなっています。

図表 121 子育てをする上で住宅の周りの環境として重要なこと（3つまでの複数回答）



資料：東京都福祉保健基礎調査（令和3年度）

<現状と課題>

- 救急搬送に至る乳幼児（0歳から5歳まで）の日常生活における事故は、約7割が住宅等で発生しており、子育てに配慮した設備など住宅内の安全性の確保が求められています。
- 都は、子育てに適した住宅の供給を促進するため「子育てに配慮した住宅のガイドライン」を策定するとともに、「東京こどもすくすく住宅認定制度」により、子育てしやすい環境づくりを行っている優良な住宅を認定しています。
- 子育て世帯、特にひとり親世帯は、就労や子育てに不安を抱え、経済的に困窮していることも多く、民間賃貸住宅への入居を拒まれ住宅確保に苦慮している場合があります。
- 私たちの暮らす室内では、建材、家具、家庭用品からさまざまな化学物質が空气中に放出されています。乳児や子供は体が小さく、1回の呼吸量も少ないのですが、体重1kgあたりで比較すると、呼吸によって取り込む化学物質の量は大人の2倍以上にもなります。そのため、乳児や子供が長時間過ごす室内の空気には、十分注意を払う必要があります。

<取組の方向性>

- 子育て世帯に配慮した住宅供給の誘導、民間賃貸住宅への円滑な入居に対する支援、公的住宅の建て替えによる子育て支援施設等の整備及び公的住宅における子育て世帯に対する入居機会の確保などの取組を推進します。
- 東京こどもすくすく住宅に係る改修物件への取組強化、戸建住宅への対象拡大を通じ、住宅の整備・改修を行う事業者等を支援します。
- 都営住宅の建替えに当たり、地元自治体の基本構想等に整合させながら、道路・公園等の公共施設や保育所等の公益的施設を、「東京都が行う公共住宅建設に関連する地域開発要綱」に基づき整備します。
- 子育て世帯等の入居を拒まない民間賃貸住宅（東京さきエール住宅）の登録促進及び入居相談などのサポートを行う居住支援法人の指定を進めます。
- 都営住宅や公社住宅の入居者募集において、子育て世帯が優先的に入居できる機会を確保します。
- 住宅の価格や家賃が上昇する中、民間活力を活用し、子育て世帯等が住みやすいアフォーダブル住宅の供給を推進します。
- 子供は化学物質の影響を受けやすく、将来にわたる健康影響も懸念されるため、建材に由来する化学物質の低減化等のシックハウス対策の啓発を行い、安全な室内環境の確保を推進します。

こどもすくすく住宅のイメージ



室外機によじ登れないようにする柵



子供が誤って点火しないようなチャイルドロック付きコンロ



親も一緒に入れる広さのトイレ



ぶつかってもケガをしにくい面取りされた壁・柱



入居者同士の交流



子供がのびのび遊べる屋外スペース



< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
462	住宅困窮度に応じた入居者選定方式の実施	住宅政策本部	住宅に困窮している18歳未満の子供が3人以上いる多子世帯が、「多子世帯ポイント方式募集」や「多子世帯優遇抽せん制度」を活用し、優先的に都営住宅に入居できるよう、入居者の選定を実施する。
463	若年夫婦・子育て世帯への入居機会の確保	住宅政策本部	若年夫婦・子育て世帯（ひとり親世帯含む）向けに、一般募集とは別枠で行う入居期間を10年（ただし、10年経過した時点で子がいる場合は、末子の高校修了期まで延長）までとする期限付きの入居者募集方式である「都営住宅定期使用住宅募集」や、入居期限のない「若年夫婦・子育て世帯向（ひとり親世帯含む）」の毎月募集を通して、若年夫婦・子育て世帯の入居の機会を確保する。
464	小学校就学前の子育て世帯への入居機会の確保	住宅政策本部	都営住宅において、小学校就学前の子供が2人以上いる世帯を優遇抽せん制度により優先的に都営住宅に入居できるよう、入居者の選定を実施する。 また、18歳未満の児童が1人または2人いる世帯を優遇抽せん制度により優先的に都営住宅に入居できるよう、入居者の選定を実施する。
465	地域開発整備事業	住宅政策本部	都営住宅の建替えに当たり、地元自治体の基本構想等に整合させながら、道路・公園等の公共施設や保育所等の公益的施設を、「東京都が行う公共住宅建設に関連する地域開発要綱」に基づき整備する。
466	公社住宅における子育て世帯への入居支援	住宅政策本部	○優先入居の実施 子育て世帯の入居機会を確保し、居住の安定が図られるよう、新築募集における「子育て世帯倍率優遇制度」、空き家先着順募集における「子育て世帯等優先申込制度」の利用を促進する。 ○近居の支援 世代間で助け合いながら安心して生活できるよう、子育て世帯が親族の近くに住む近居を支援するため、新築募集における「近居世帯倍率優遇制度」とともに、一部住宅の空き家募集において事前に登録することで優先的に入居できる「近居であんしん登録制度」、及び家賃を一定期間割引する「近居サポート割」を実施する。 ○子育て世帯 住まい相談窓口の設置 新規入居ご希望の方に対し、公社住宅に関する子育て関連情報を提供する。

番号	事業名	所管局	事業概要
467	子育て世帯に配慮した住宅の供給促進	住宅政策本部	<p>子育て支援サービスとも連携した子育て世帯向けの質の高い住宅を都が認定する「東京都子育て支援住宅認定制度」を「東京こどもすくすく住宅認定制度」として制度を再構築し、認定基準を多段階化するとともに、認定住宅における改修や新築に対する直接補助の実施などにより、子育て世帯に配慮した住宅の供給を促進する。</p> <p>東京こどもすくすく住宅について、令和7年度から既存ストックの有効活用や良質な賃貸住宅の供給を促進する観点から、一層メリハリある制度に見直しを図るとともに、住宅市場全体の取組を強化するため、制度の対象を戸建住宅にも拡大する。</p>
468	◆ 「子供を守る」住宅確保促進事業	住宅政策本部	<p>子供の安全確保のための工事等を行う集合住宅居住者に直接補助し、子育て世帯の住まいの安全性を底上げする。</p>
469	住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進	住宅政策本部	<p>子育て世帯などの住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、入居を拒まない民間賃貸住宅（東京ささエール住宅）の登録を促進するとともに入居者への家賃債務保証や入居に係る情報提供、相談、見守り等の生活支援を行う居住支援法人の指定を進める。</p> <p>また、地域の実情に応じたきめ細かな支援を担う区市町村に対して、広域的な立場から全国の協議会の取組事例等の情報提供や活動に対する支援を行うなど、区市町村居住支援協議会の設置を推進する。</p>
470	◆ 都営住宅を活用した結婚支援	住宅政策本部	<p>入居期間を10年（ただし、10年経過した時点で子がいる場合は、末子の高校修了期まで延長）までとする入居者募集方式のうち、毎月募集を通して、結婚予定者に交通利便性の高い都営住宅を優先的に提供する。</p>
471	◆ 公社住宅を活用した結婚支援	住宅政策本部	<p>結婚を予定する方々を支援するため、「結婚予定者優先申込制度」により、交通利便性の高い公社住宅を優先的に提供する。</p>
472	シックハウス対策	保健医療局	<p>化学物質による子供の健康への影響を予防するため、庁内で組織する「居室内の有害化学物質に関する連絡会議」等により、各局が連携し、「化学物質の子供ガイドライン（室内空気編）」や「健康・快適居住環境の指針（平成28年度改定版）」等を活用した室内環境保健対策を推進する。</p> <p>また、子供が利用する施設の担当者を対象とした「化学物質健康問題に関する講習会」の開催や、区市町村保育担当者会等におけるガイドライン等の周知及び包括補助事業を活用した化学物質の測定実施の支援等の取組を進める。</p>

番号	事業名	所管局	事業概要
473	◆ 子育て世帯等が住みやすいアフォーダブル住宅の供給	産業労働局 住宅政策本部 都市整備局	<p>○金融スキームの活用</p> <p>ファンド手法を活用し、子育て世帯等が手頃な価格で安心して住むことのできる住宅の供給を促進</p> <p>○空き家の有効活用</p> <p>区市町村と連携し、空き家を地域資源として活用し地域の課題解決に取り組む民間事業者等に対して、ひとり親世帯等を対象としたシェアハウスへの改修に係るメニューを新たに設けるなど、取組を後押し</p> <p>○開発と合わせた導入</p> <p>都市開発諸制度等による開発と合わせたアフォーダブル住宅の導入に向けた促進策を検討</p> <p>○多摩ニュータウンのまちづくり</p> <p>子育て世代に選ばれ、ライフステージに合わせて、空き住戸の活用など多様な住まいの供給を促進</p>

< 目標を掲げている取組 >

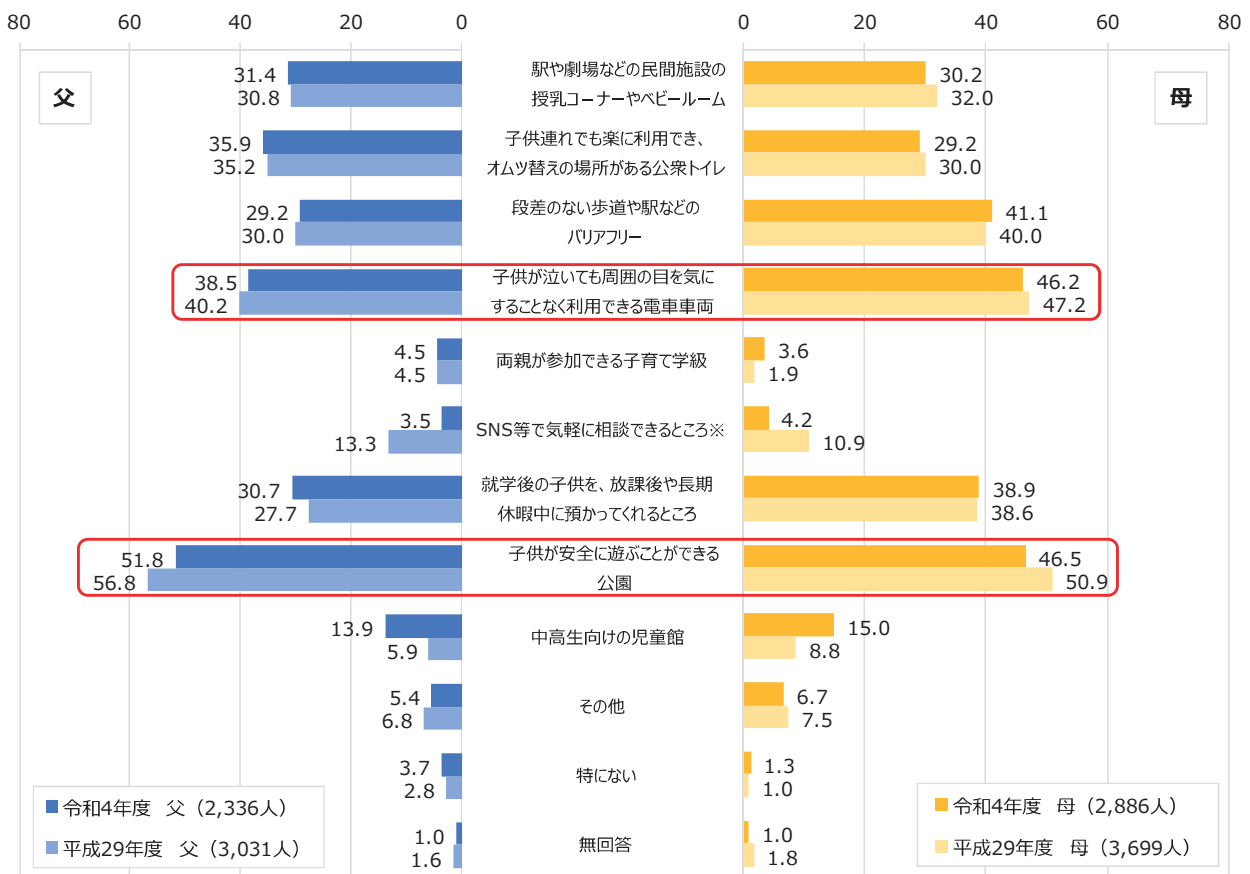
番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、令和11年度末までの目標）	令和5年度実績
467	子育て世帯に配慮した住宅の供給促進	住宅政策本部	（令和12年度末） 認定戸数 10,000戸	認定戸数 延べ 3,920戸

【5 安心して外出できる環境の整備】

< 子育て家庭を取り巻く状況 >

- 子育て中の父母に、子育てをする上で整備してほしいものを尋ねたところ、令和4年度も父母ともに「子供が安全に遊ぶことができる公園」が最も多く、次いで「子供が泣いても周囲の目を気にすることなく利用できる電車車両」が多くなっています。母親の回答では「段差のない歩道や駅などのバリアフリー」、父親の回答では「子供連れでも楽に利用でき、オムツ替えの場所がある公衆トイレ」がその次に多くなっています。

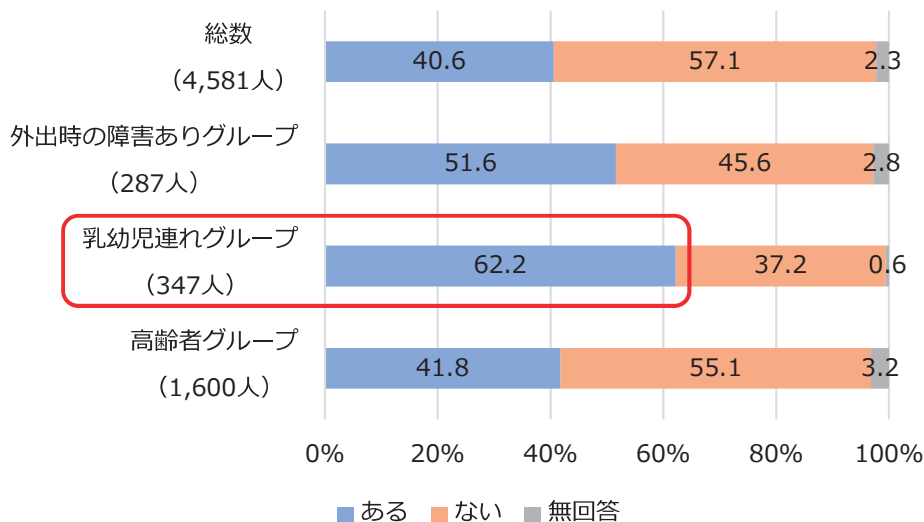
図表 122 子育てをしていく上で整備してほしいもの（東京都）



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

- 日常よく出かけるところに着くまでのバリアの有無を外出時グループ別にみると、乳幼児連れグループは 62.2% で、総数や他のグループと比べて高くなっています。

図表 123 日常よく出かけるところに着くまでのバリアの有無（外出時グループ別）



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和3年度）

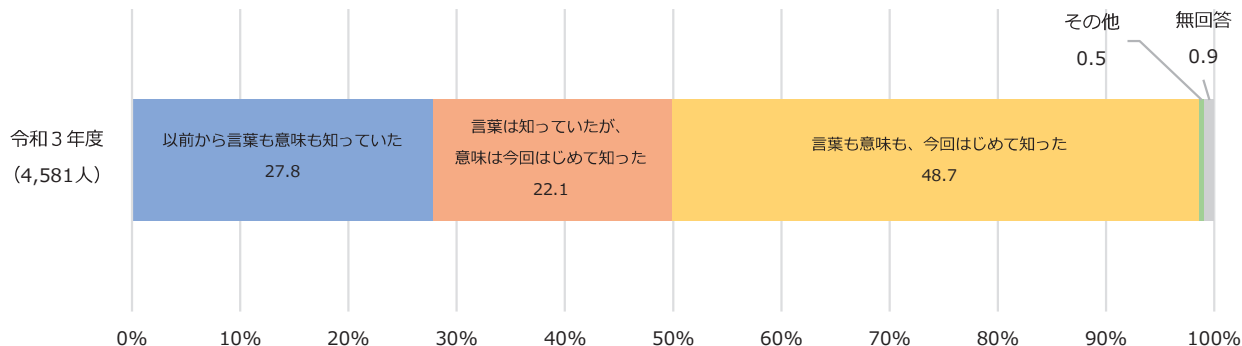
（注）外出時の障害ありグループ：何らかの障害があるために、外出の際、福祉機器や介助者が必要である人

乳幼児連れグループ：乳幼児を連れて外出することがある人

高齢者グループ：年齢が65歳以上の人

- 「心のバリアフリー¹」という言葉や意味を知っているか聞いたところ、「言葉も意味も、今回はじめて知った」の割合が 48.7% と最も高くなっています。

図表 124 心のバリアフリーの認知度



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和3年度）

¹ 誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続けること

< 現状と課題 >

- 交通機関、道路、建築物等において、施設や環境の整備を行うとともに、合理的配慮の提供や情報保障を行うなど、ハード・ソフト一体的なバリアフリーを推進する必要があります。
- 情報バリアフリー環境の構築や心のバリアフリーの理解促進などソフト面の取組を更に充実させる必要があります。
- 子育て世帯に配慮した環境整備の促進を図るため、民間施設等における「赤ちゃん・ふらっと」の設置等を更に進めていく必要があります。
- 車両の更新に合わせて、車椅子やベビーカー等に配慮したスペースの導入を進めることが望ましいです。

< 取組の方向性 >

- 誰もが安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを推進するとともに、マタニティマークの普及など、ハード・ソフトの両面から一体的にバリアフリー化を進めていきます。
- 授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を商業施設等に設置します。
- 都立公園に野外体験や里山体験ができる広場を整備します。
- 交通機関や公共空間のバリアフリー化を推進します。
- 心のバリアフリーの理解促進と情報バリアフリーの普及推進を行います。
- 地下鉄車両の更新にあわせ、各車両にフリースペースを導入します。また、子育て応援スペースを都営地下鉄の全路線に展開し、導入車両を順次拡大します。
- 都営バス（乗合バス車両）については、平成24年度末に全車両をノンステップバスとしています。

■子育て応援スペース



©Mercis bv

■こどもスマイルスポット



(新宿西口駅)



(上野御徒町駅)



(門前仲町駅)

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
474	子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」	福祉局	子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設、民間施設にも設置を進める。
475	緑の拠点となる公園の整備	建設局	都民に安らぎやレクリエーションの場を提供する都立公園の整備を推進する。
476	こころとからだを育てる活動体験（野外体験・里山体験）の活動広場拠点づくり	建設局	都市化や家族形態の変化により、都市生活の中では得られなくなった野外体験や里山体験を親子連れ、高齢者など、多くの都民が都立公園で楽しめる広場を整備する。 野外体験や里山体験を通じて自然と親しむ機会を提供し、快適さを備えた公園整備を行うことにより、都心や丘陵地の公園に来園する都民が増加し楽しめる公園の整備をする。
477	心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援〔地域福祉推進区市町村包括補助事業〕	福祉局	心のバリアフリーに関するガイドラインを活用するなどして、学校や地域でのユニバーサルデザイン教育や福祉のまちづくりサポーター等の養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発等の様々な取組を行う区市町村を支援することで、全ての人々が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進する。
478	情報バリアフリーに係る充実への支援〔地域福祉推進区市町村包括補助事業〕	福祉局	地域のバリアフリーマップの作成やICTを活用した歩行者の移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及など、区市町村の様々な取組を支援し、誰もがが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する。
479	情報バリアフリーの普及推進	福祉局	年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが外出や活動を楽しむことのできるよう、ハード・ソフトの一体的なバリアフリー化を東京2020大会のレガシーとして発展させるため、必要な情報をスムーズに入手できる情報バリアフリー環境に向け、利用者の視点に立ったわかりやすい情報提供や普及啓発を行う。
480	心のバリアフリーの理解促進	福祉局	年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが外出や活動を楽しむことのできるよう、ハード・ソフトの一体的なバリアフリー化を東京2020大会のレガシーとして発展させるため、心のバリアフリーが浸透した共生社会の実現に向け、多くの人の理解に広がり、実践に繋がるよう、効果的な普及啓発を行う。

番号	事業名	所管局	事業概要
481	東京都福祉のまちづくり条例の運用等	福祉局	○建築物、道路、公園、公共交通施設等の新設又は改修の際に、整備基準に適合した整備を図る。 ○区市町村に委任した届出、指導・助言、適合証交付等運用事務の円滑な実施に向けた制度の周知、特例交付金の交付等を行う。※所管行政庁：独自条例制定による適用除外 8 区市を除く区市町村
482	区市町村福祉のまちづくりに関する基盤整備事業〔地域福祉推進区市町村包括補助事業〕	福祉局	区市町村が自ら行う福祉のまちづくり条例に適合した公共的施設、道路、公園等の整備や、小規模店舗など身近な建築物のバリアフリー化整備を行う民間事業者に対する整備費の一部を助成する事業に対し支援を行う。
483	福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈	福祉局	東京都の福祉のまちづくりの推進について顕著な功績のあった個人または団体に感謝状を贈呈することにより、福祉のまちづくりの取組を広く普及させる。
484	公共トイレの介助用ベッド設置促進事業〔地域福祉推進区市町村包括補助事業〕	福祉局	公共トイレへの介助用ベッドの計画的な設置・情報発信等に一体的に取り組む市町村を支援することで、公共トイレのバリアフリー化を促進する。
485	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想等作成費補助）	都市整備局	地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー法に基づきバリアフリー基本構想及び移動等円滑化促進方針を作成する区市町村に対し補助を行う。また、情報提供や技術的助言を行い、地域のバリアフリー化を推進する。
486	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業）	都市整備局	J R・私鉄の鉄道駅における円滑な移動を確保するため、区市町と連携してエレベーター等の整備に対する補助を行う。
487	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホームドア等整備促進事業）	都市整備局	J R・私鉄の鉄道駅における安全性を確保するため、区市町と連携してホームドアの整備に対する補助を行う。
488	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅バリアフリートイレ等整備促進事業）	都市整備局	J R・私鉄の鉄道駅における車椅子利用者だけでなく、乳幼児連れの方等、多様な利用者の利便性を向上するため、区市町と連携してバリアフリートイレの整備や機能の分散配置に対する補助を行う。
489	地下高速鉄道建設助成	都市整備局	地下高速鉄道の建設促進を図るため、交通局及び東京メトロが施行する、地下高速鉄道の新線建設、耐震補強及び大規模改良（ホームドア、エレベーター等整備含む。）に対する補助を行う。
490	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	都市整備局	民営バス事業者が整備するノンステップバスに対し、購入経費の一部を補助することにより、だれでも乗り降りしやすいバスの導入促進を図る。
491	道路のバリアフリー化	建設局	多くの方が日常生活で利用する主要駅や生活関連施設を結ぶ都道等について、バリアフリー化を推進する。 また、既設道路橋の「優先的に整備する橋梁」について、バリアフリー化整備を順次進めていく。

番号	事業名	所管局	事業概要
492	歩道の整備・改善	建設局	<p>歩道が無い又は狭い箇所において、バリアフリーに配慮した歩道整備を推進し、安全で快適な歩行空間の形成を図る。</p> <p>また、現道の補修に併せ、歩道の拡幅や段差・勾配の改善などにより、歩行空間の確保・改善を行う。</p>
493	地下鉄車両へのフリースペース導入	交通局	<p>新型車両に更新する際には、各車両にフリースペースを設置する。</p> <p>また、子育て応援スペースを都営地下鉄の全路線へ展開し、導入車両を順次拡大する。</p>
494	トイレの改修（グレードアップ）	交通局	<p>老朽化している浅草線、三田線、新宿線のトイレについて、出入口の段差解消、ベビーチェア・おむつ交換台の増設、パウダールームの設置など、機能性と清潔感を備えたトイレにグレードアップする。</p>
495	マタニティマークの普及への協力	交通局	<p>出産や子育て支援のため、妊娠中のお客様やそのご家族等に対するマタニティマークの配布を引き続き行う。また、駅貼りポスターや車内ステッカー等により、マークの普及促進に努める。</p>

< 目標を掲げている取組 >

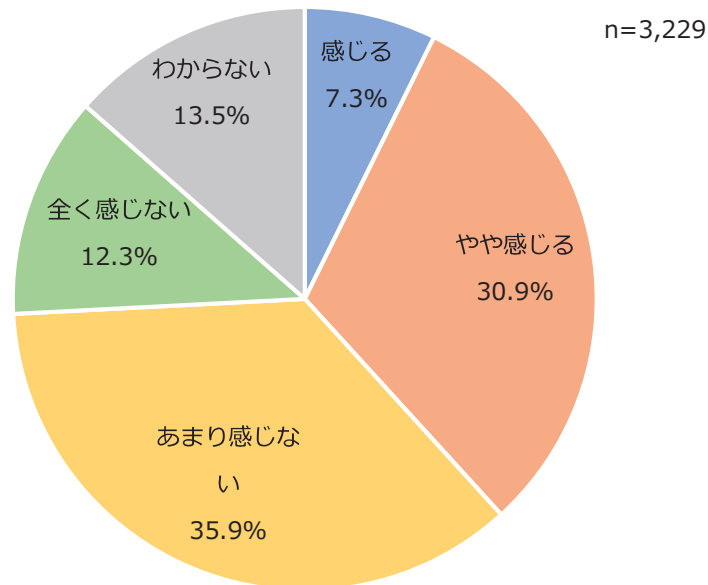
番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、令和 11 年度末までの目標）	令和 5 年度実績
485	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想等作成費補助）	都市整備局	バリアフリー化に向けた取り組みを都内各地に展開（2030 年度）	実績 ・協議会等を通じ、区市町村に基本構想及び促進方針作成の技術的支援を実施 ・基本構想等作成費補助事業を実施（基本構想 1 区 1 市、促進方針 2 区 1 市） <参考>バリアフリー基本構想を作成した区市町村の数 31 区市（21 区 10 市）102 地区、移動等円滑化促進方針を作成した区市町村の数 9 区市（6 区 3 市）37 地区
487	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホームドア等整備促進事業）	都市整備局	J R・私鉄の整備率 約 6 割（2030 年度）	補助実績 ホームドア整備 12 駅 に対して補助を実施
491	道路のバリアフリー化	建設局	東京都道路バリアフリー推進計画等に基づき、道路のバリアフリー化の整備を推進	○主要駅周辺 6km 整備完了 ○令和元年に国が指定した特定道路 5km 整備完了

【6 子供・子育てを応援する機運の醸成】

< 子育て家庭を取り巻く状況 >

- 地域に支えられていると感じている人は「感じる」「やや感じる」を合わせて38.2%となっています。

図表 125 子育てをする上で、地域に支えられていると感じていますか。



資料：東京都「令和6年度若年層及び子育て世代を対象とした意識調査」

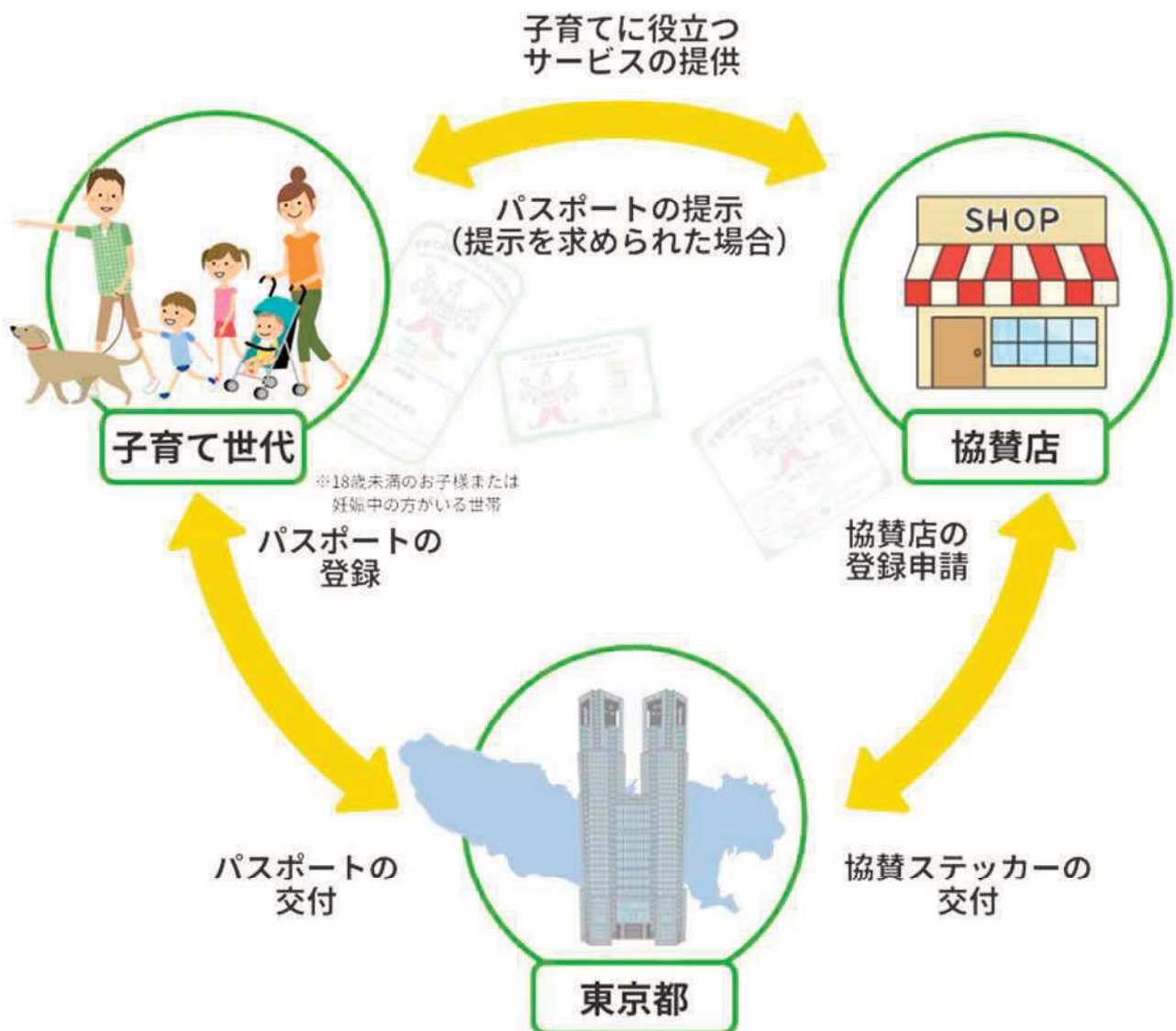
< 現状と課題 >

- 子育て応援とうきょうパスポートについては、令和7年1月1日現在、約9,200店の企業・店舗等が協賛店として登録しています。子供・子育ての機運を醸成するため、引き続き、協賛店を増やしていくことが重要です。
- 社会のあらゆる主体と連携し、官民一体となって、子供の笑顔があふれる社会、安心して子供を産み育てられる社会を目指す取組である、こどもスマイルムーブメントについては、令和7年1月1日現在、約1,900団体が参画しています。引き続き参画企業・団体を増やすとともに、子供が笑顔になる取組を推進していくことが重要です。
- 妊娠・出産・子育て支援や社会的養護などの「子供・子育て支援」を、NPO等を含めた社会全体で推進していく必要があります。

<取組の方向性>

- ポータルサイト・アプリ「とうきょう子育てスイッチ」により、子育て当事者・支援者に役立つ情報を発信していきます。
- 子育て応援とうきょうパスポートを運営していきます。
- こどもスマイルムーブメントの取組を更に加速させるために、幅広い主体の連携を都が促進し、リーディングモデルとなる象徴的な取組の推進や参画企業・団体の特性や強みを活かした様々な取組の促進に加え、こどもスマイルムーブメントの普及啓発を進めていきます。
- NPO等を子供・子育て支援を担う重要な柱の一つと位置付け、効果的な事業を展開するNPO等に対し、財政支援等を行うことで、社会全体での子供・子育て支援を一層推進していきます。

■子育て応援とうきょうパスポート



■ こどもスマイルムーブメント

こどもスマイルムーブメント宣言（行動指針）

- 01 全てのこどもが今と将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに成長できるよう、全力でサポートする
- 02 こどもが社会の一員として様々な場面で参画できる機会の創出に努め、こどもの目線に立った取組を推進する
- 03 社会全体で「こどもを大切にする」気運を醸成し、安心して働き、子育てができる環境づくりに取り組む



< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
496	子供・子育て応援とうきょう事業	福祉局	<p>東京のポテンシャルを生かした協働の促進、東京の子育てに役立つ情報の発信、子育て家庭が子育てを応援するサービスを受けることができる仕組みの構築等（子育て応援とうきょうパスポート事業）、その他、社会全体で子育てを応援する機運を高める取組を行う。</p> <p>（「子育て応援とうきょう会議事業」（平成19年度開始）と「子育て応援とうきょうパスポート事業」（平成28年度開始）を統合。「子育て応援とうきょう会議の運営」は令和2年度をもって終了。）</p>
497	こどもスマイルムーブメント	子供政策連携室	<p>社会の様々な主体と連携し、官民一体となって「子供の笑顔があふれる社会」「安心して子供を産み育てられる社会」を目指す取組として、「こどもスマイルムーブメント」を推進している。令和7年1月現在、1,900を超える参画企業・団体がこどもスマイルムーブメント宣言に賛同し、子供の笑顔につながる子供の目線に立った様々な取組を展開している。</p>
498	◆ 子供が輝く東京・応援事業	福祉局	<p>NPO等を子供・子育て支援を担う重要な柱の一つと位置付け、効果的な事業を展開するNPO等に対し、都が直接財政支援等を行うことで、社会全体での子供・子育て支援を一層推進していく。</p>

コラム：「とうきょう子育てスイッチ」ユーザーアンケート

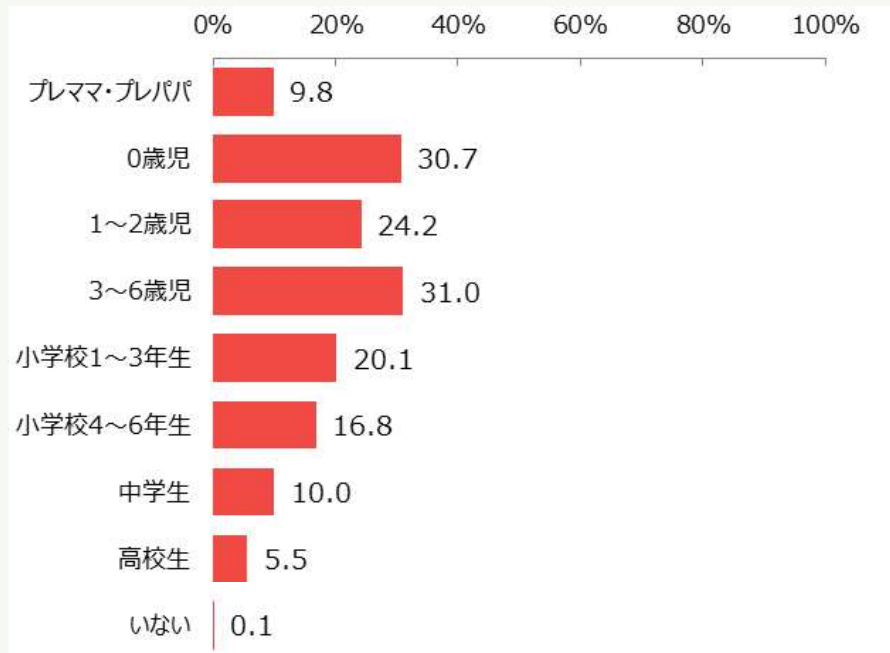
■「とうきょう子育てスイッチ」について

- 「とうきょう子育てスイッチ」は、都内自治体の子育て支援サービス、子育て応援とうきょうパスポートが利用できる施設・店舗、赤ちゃん・ふらっと（授乳・おむつ替えスペース）、小児救急医療機関、バリアフリートイレなどの情報が検索できる、東京都の子育て情報サイトです。
- 子育て応援とうきょうパスポートのデジタルパスポートの取得・表示や、子育てお役立ち情報のコラム掲載など、子育てを応援するコンテンツが満載です。

■ユーザーアンケートについて

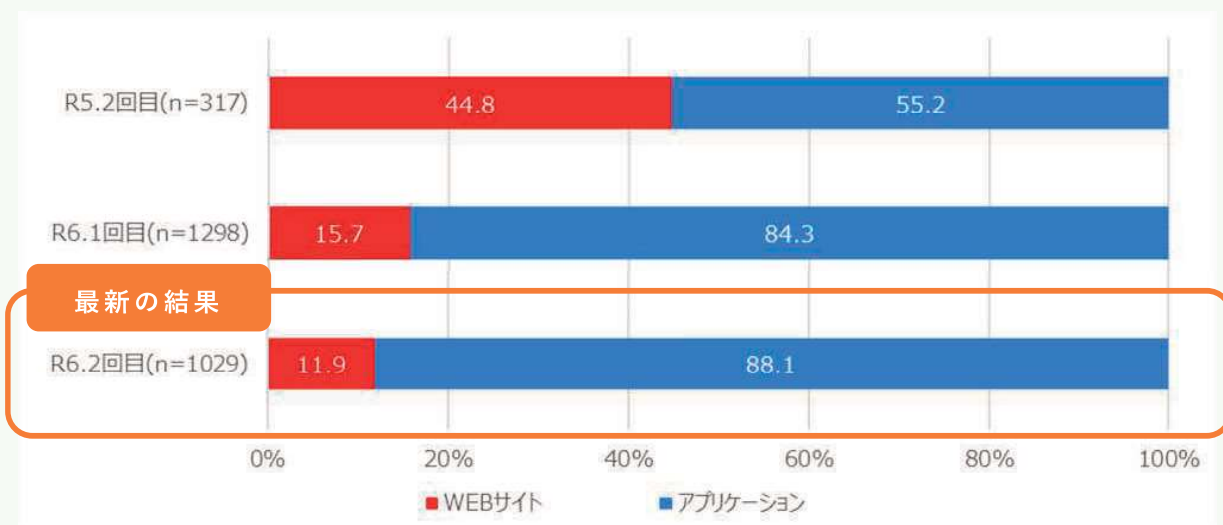
- 「とうきょう子育てスイッチ」アプリ・サイトの利用状況を今後の参考とするため、定期的にユーザーアンケートを実施しています。
- アンケート結果の一部を紹介します。（回答総数 1,029 件）

（子供の年齢について）



- 就学前のお子さんをお持ちのご家庭を中心に、幅広くご利用いただいています。就学後の子育て支援サービスに関する情報も掲載しておりますので、ご活用ください。

(子育てスイッチ利用時のツールについて)



- 子育てスイッチは、パソコンやスマートフォンのブラウザから閲覧する「Web サイト版 (ブラウザ版)」と、スマートフォンやタブレットにインストールして使用する「アプリ版」の2種類があります。アプリでは、1度お子さんの情報を登録すれば、それ以降毎回の入力の必要はなく、子育て応援とうきょうパスポートを簡単に表示させたり、すぐに「現在地検索」のページに飛ぶことができるなど、Web サイト版より素早く操作ができます。令和5年度後半に行った調査時点と比べると、アプリをお使いのご家庭の割合が増加しています。
- 子育てスイッチで欲しいコンテンツや機能としては、割引・クーポンなどのお得なサービスの提供や、遊び場などのお出かけできる場所に関する情報を多く掲載してほしいといった声が多くありました。今後もより多くの皆様に利用いただけるよう、改善していきます。



▲とうきょう子育てスイッチ
マスコットキャラクター



▲子育てスイッチ
二次元バーコード
(サイト内にアプリ取得用の
リンクがございます)